

安芸太田町

第6期障害者計画・障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

～出会い ふれあい 地域でともに生きる～
豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち
【令和3年度～令和5年度】

広島県安芸太田町

令和3年3月

はじめに

本町では、平成30年3月に「安芸太田町第5期障害者計画・障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、計画の基本目標である「～出会い ふれあい 地域でともに生きる～豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち」の実現を目指して、障がい者施策の総合的な推進を図り、地域生活を支えるサービス提供体制の確立に努めてきました。

平成28年に国が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」では、就労支援及び職場定着支援、農福連携の推進等が盛り込まれました。また、平成30年4月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援を拡充することが新たに示されるなど、障がい者を取り巻く現状、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、本計画を策定することになりました。

本計画では、「第二次安芸太田町長期総合計画」との整合性を図りながら、これまでの取組みを継承しつつさらなる施策の展開を目指すことから、基本目標は継承しています。また、本計画は、本町における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的としています。

障がいのある方が自分らしく、自分の意志に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるようまちづくりを推進し、共生社会の実現を目指していくため障がい者福祉施策に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定のための調査にご協力いただいた多くの町民の皆様と、熱心なご審議をいただきました「安芸太田町障害者福祉計画策定協議会」委員の皆様から感謝を申し上げます。

令和3年3月

安芸太田町長

橋本 博明

目次

総論

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	2
2	計画の趣旨	2
3	計画の性格	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象者と用語の定義	3
6	計画の策定体制	3

第2章 安芸太田町の障がいのある人を取り巻く現状

1	人口と世帯の構造	4
2	障がいのある人の状況	5
3	町内のサービス資源（施設・事業所等）	9
4	サービスの利用状況	10
5	アンケート調査の概要	11
6	関係団体・事業所ヒアリングからの意見	25

第3章 施策の大綱

1	基本的な考え方	26
2	基本目標	27
3	基本的な視点	28
4	第6期計画の策定に向けて	29
5	施策の体系	32

第4章 計画の推進

1	関係機関の連携強化(安芸太田町地域自立支援協議会の充実)	36
2	計画の進行管理及び点検(PDCAサイクル)	37

各 論

第1章 分野を超えた取組み

地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり	39
---------------------	----

第2章 分野別施策

1 暮らす(生活支援)	47
2 健やか(保険・医療)	49
3 育てる・学ぶ(保育・療育・教育)	52
4 集う(交流活動)	54
5 住む(生活環境)	55
6 支え合う(地域福祉)	57

第3章 障がい福祉サービス等の基盤整備(障害福祉計画・障害児福祉計画)

1 第6期障害福祉計画の成果目標	59
2 第2期障害児福祉計画の成果目標	64
3 障がい福祉サービス等の推進	66
4 障がい児支援の推進	71
5 地域生活支援事業	73

資 料

「障がい」の表記について

安芸太田町障害者福祉計画策定協議会条例

安芸太田町障害者福祉計画策定協議会委員

総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本町では、平成30年3月に「安芸太田町第5期障害者計画・障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的に推進してきました。この間、国では平成30年4月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が共に改正され、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

現行の「安芸太田町第5期障害者計画・障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度で終了することから、これまでの障がい福祉施策の取り組みや実績を評価、検証し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨などを踏まえた上で、今後も障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できるまちをめざし、改正後の障害者総合支援法の規定に沿い、計画の策定をするものです。

2 計画の趣旨

本町では、障がい者施策及び自立支援制度を円滑に進めるため、平成18年度に「安芸太田町第1期障害者計画・障害福祉計画」を、平成21年度に「安芸太田町第2期障害者計画・障害福祉計画」を、平成24年度に「安芸太田町第3期障害者計画・障害福祉計画」を、平成27年度に「安芸太田町第4期障害者計画・障害福祉計画」を、平成30年度に「安芸太田町第5期障害者計画・障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

計画の策定にあたり、第5期計画の進捗状況を点検し、国・県の動向や本町の現状をふまえ、令和3年度から令和5年までを計画期間とした「安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定します。

この計画では、目標年度に向けてのサービスの必要量や見込み量確保のための方策を定め、地域での自立した生活を支援することを基本として、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した、ライフサイクルの全段階を通じた総合的で適切な支援を図るにあたっての具体的な目標や取り組みを示すものです。

3 計画の性格

この計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号:略称「障害者総合支援法」)第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、国の「障害者基本計画」、広島県の「広島県障害者計画(第4次広島県障害者プラン)」、(平成31年度から令和5年度)及び「第6期広島県障害福祉計画及び第1期広島県障害児福祉計画」(平成30年度から令和2年度)をふまえるとともに、町の上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」(平成27年度から令和6年度)をはじめとする関連計画との整合及び連携を図りながら本町の実情に合わせ策定しました。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成									令和					
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
【障害者計画・障害福祉計画】														
									第1期計画			第2期計画		
									【障害児福祉計画】					

5 計画の対象者と用語の定義

この計画は、安芸太田町の全住民にかかわるものです。なお、障がい福祉サービス等の基盤整備（「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」）において示す個別の事業・サービス等は、障がいのある人を対象とします。

この計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」や難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人をいいます。

6 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者団体、福祉関係者等で構成する「安芸太田町障害者福祉計画策定協議会」において、計画の内容を審議しました。

また、障がいのある人の地域生活やサービスの利用状況等についてアンケート調査と、関係者へのヒアリングを実施し、基礎資料としました。

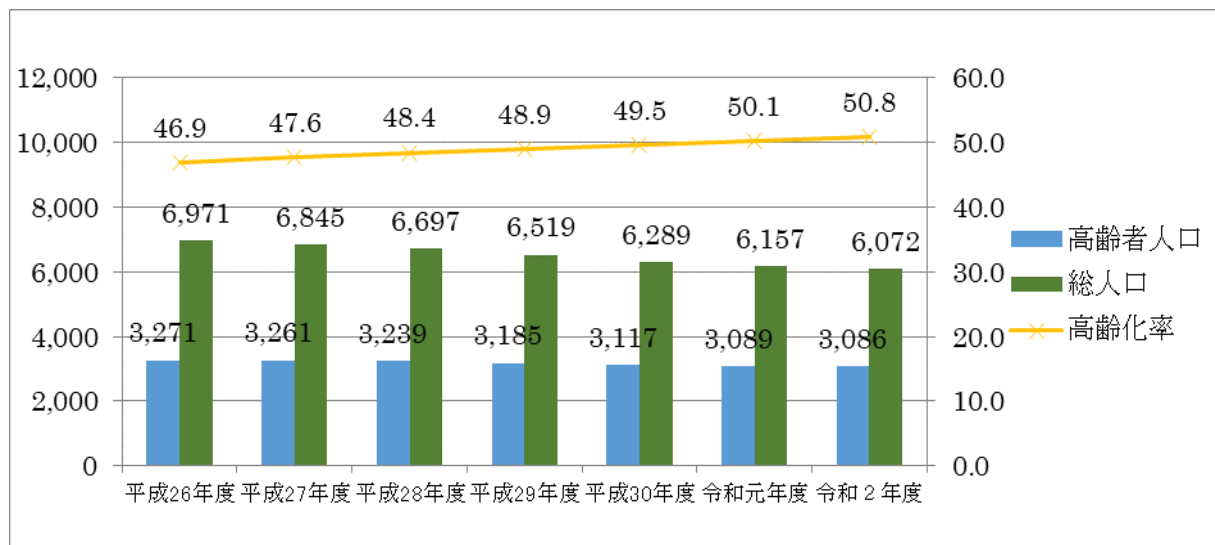
第2章 安芸太田町の障がいのある人を取り巻く現状

1 人口と世帯の構造

(1) 人口と世帯

本町の人口は減少傾向にあり、昨年からは約80名程度減少し、平成26年から約900名の人口減少となっています。また平成26年以降では、安芸太田町の総人口数が7,000人を切っている状況です。一方、高齢化率は上昇を続け、令和元年度には50%を超えています。

人口と高齢化率の推移



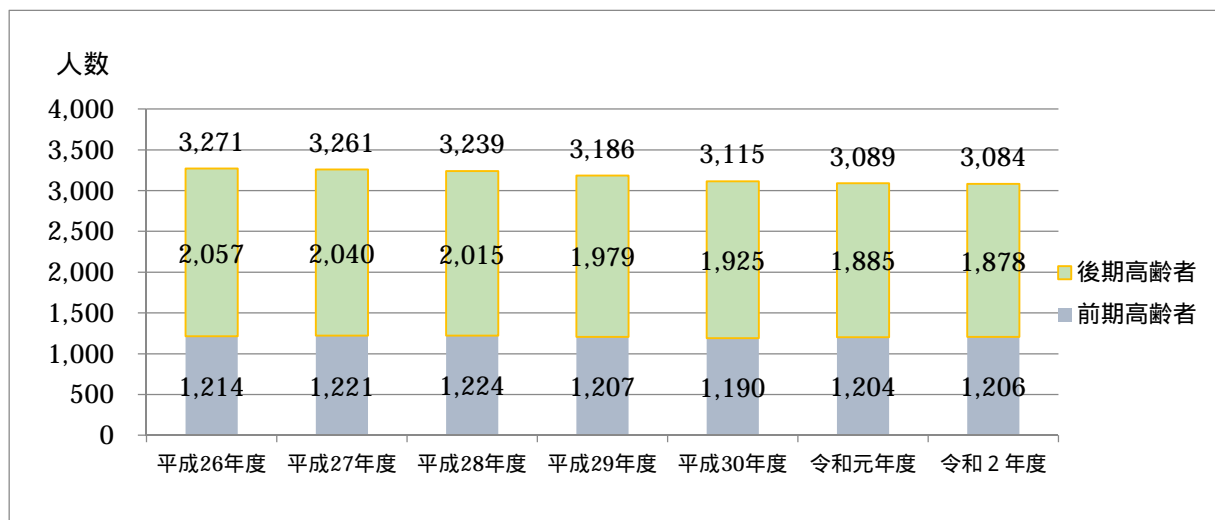
高齢化率は小数点第2を四捨五入

資料：住民基本台帳、各年9月末現在

(2) 高齢者の状況

高齢者の人口は、人口減少と共に減少傾向であるものの、65歳以上75歳未満の前期高齢者数と75歳以上の後期高齢者数の構成割合は、ここ数年横ばいで推移している状況です。

高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳、各年9月末現在

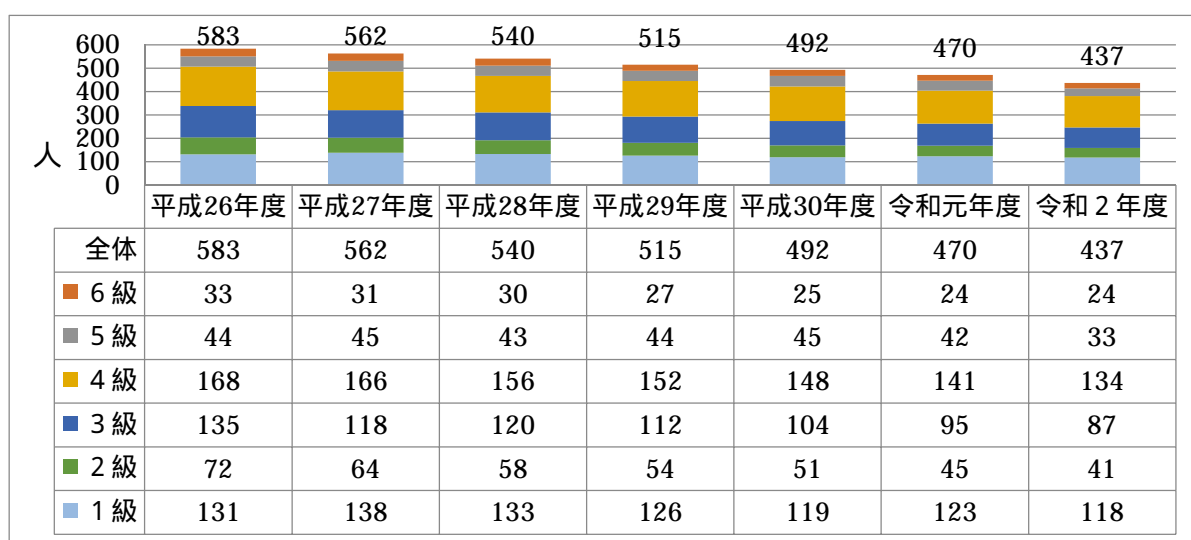
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者数は、新規取得や転入による増加と比べ死亡や転出が上回っており、年々減少傾向にあります。等級別の所持者数もそれに伴い、減少しています。令和2年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者数は437人、住民のおおよそ7%を占めており、割合は3年前と同程度です。等級別の状況をみると、全体の約9割の人が1級から4級の中・重度を占めています。

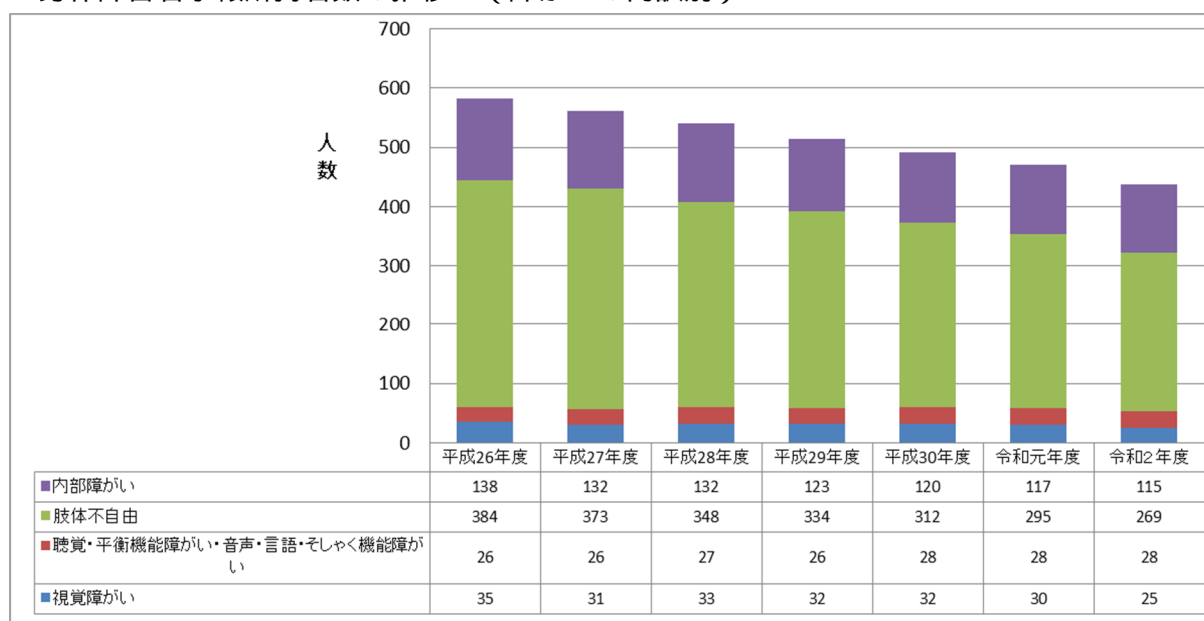
次ページの年代別の表では、手帳所持者数の約90%が65歳以上の高齢者であることが確認できます。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



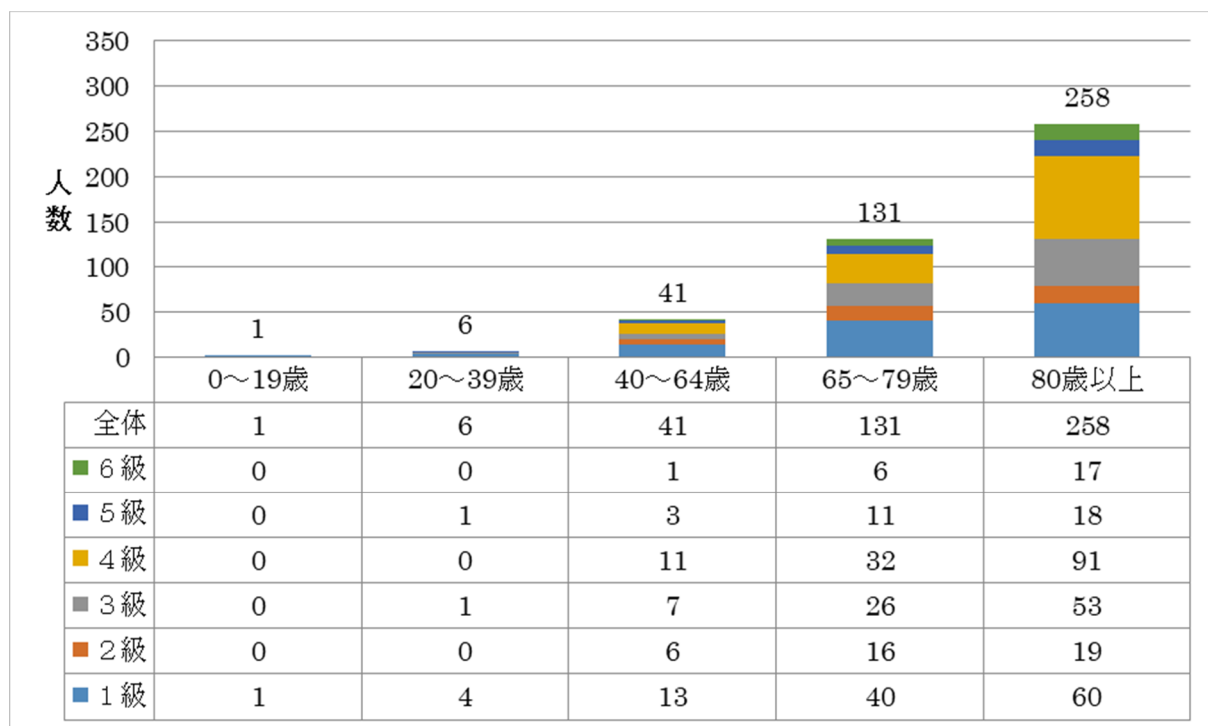
資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの内訳別）



資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

令和2年 身体障害者手帳所持者数の内訳（年齢・等級別）

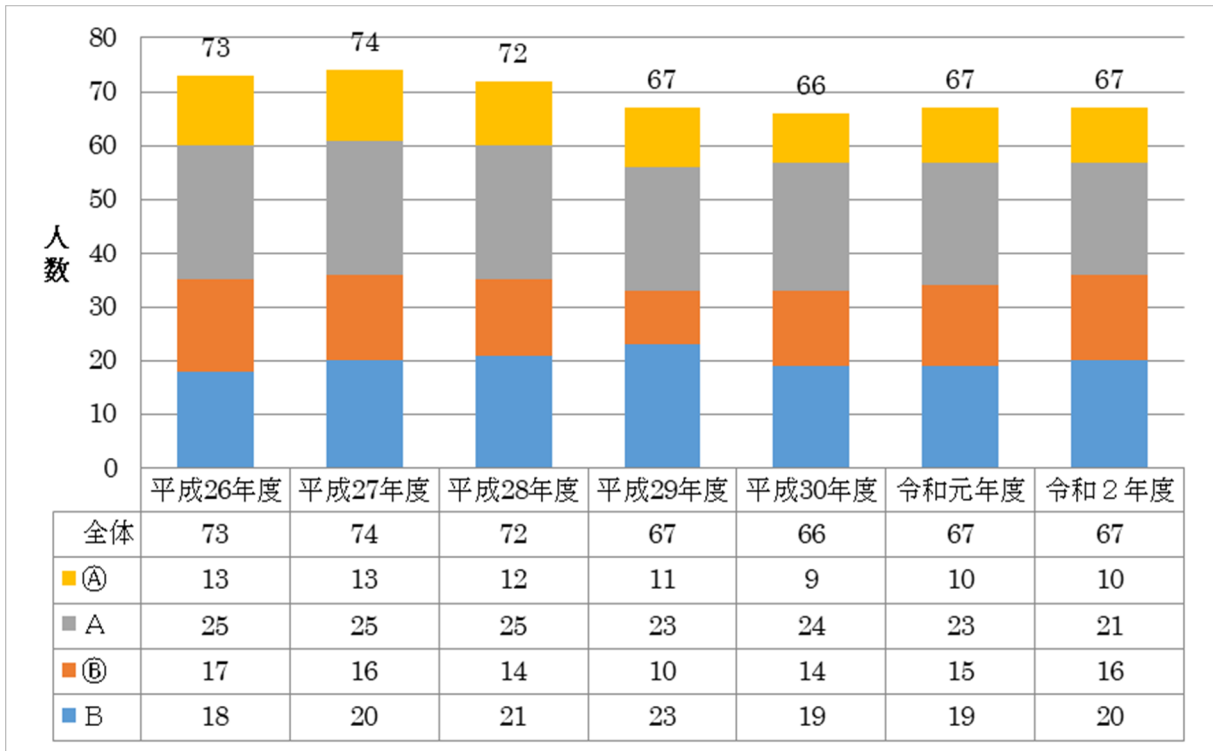


資料：安芸太田町調べ、令和2年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人

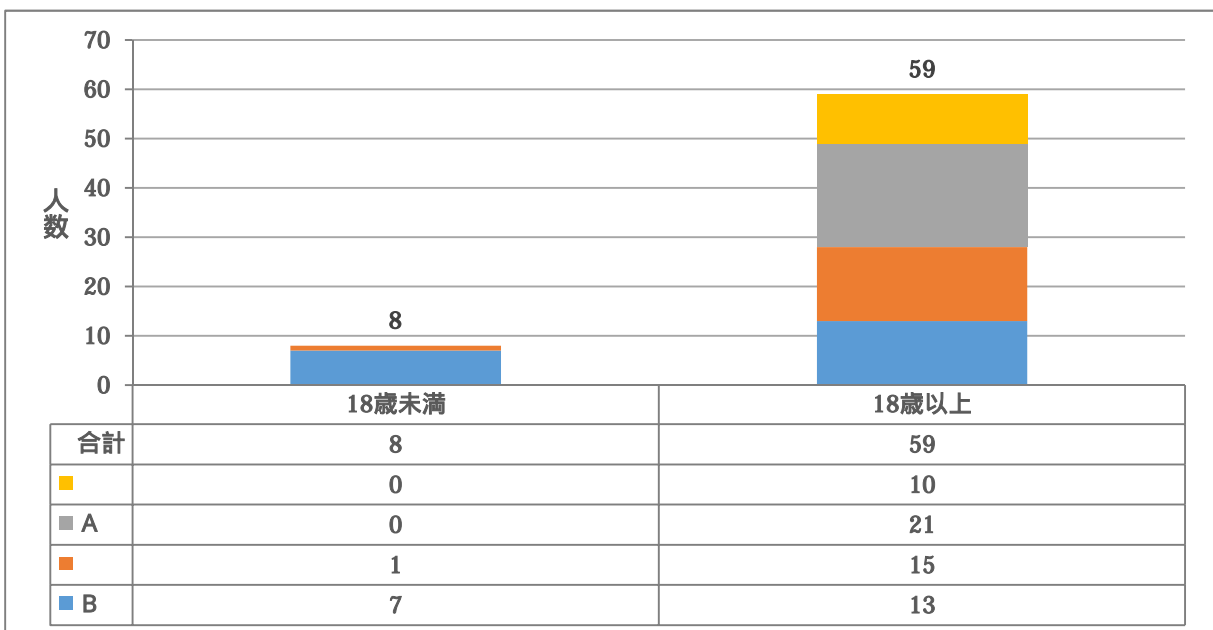
療育手帳の所持者数は、近年ほぼ横ばいで、年に1件から3件ほど、比較的軽度（またはB）の方から新規認定申請があります。

療育手帳所持者数の推移（障がいの内訳）



資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

令和2年 療育手帳所持者数の内訳（年齢等級別）



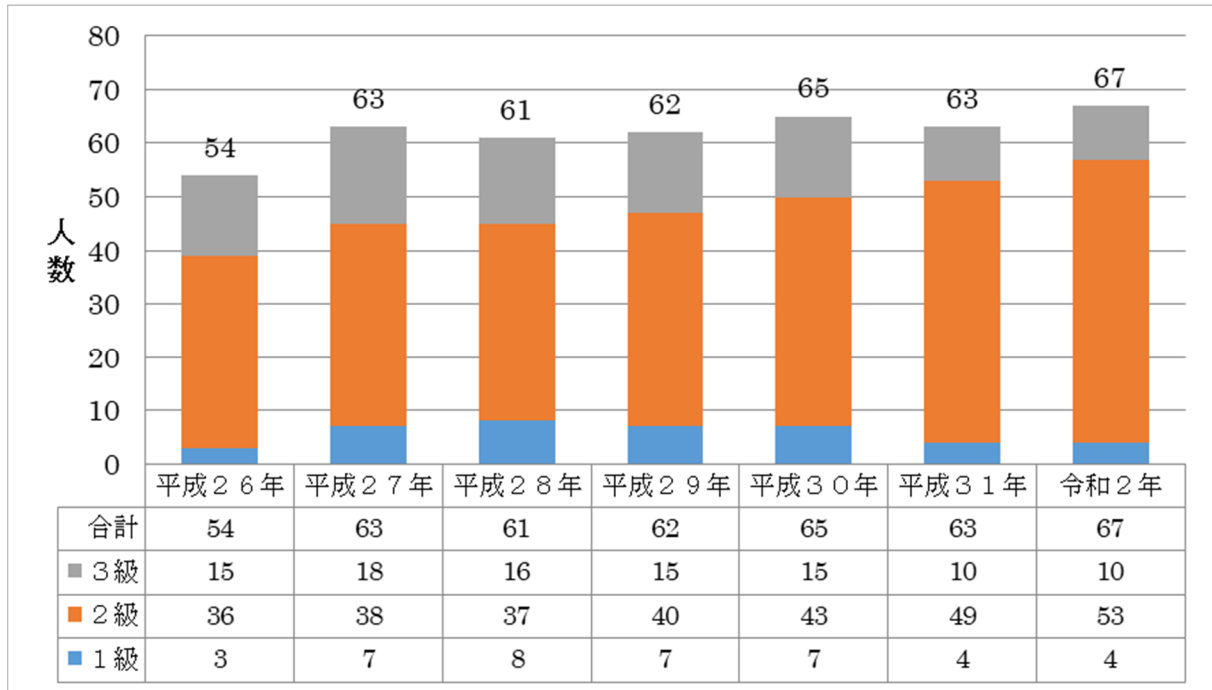
資料：安芸太田町調べ、令和2年4月1日現在

(3) 精神障がいのある人

精神障害者手帳の所持者数は人口の減少と比べ、微増しています。傾向として手帳所持者の転入が近年増えています。

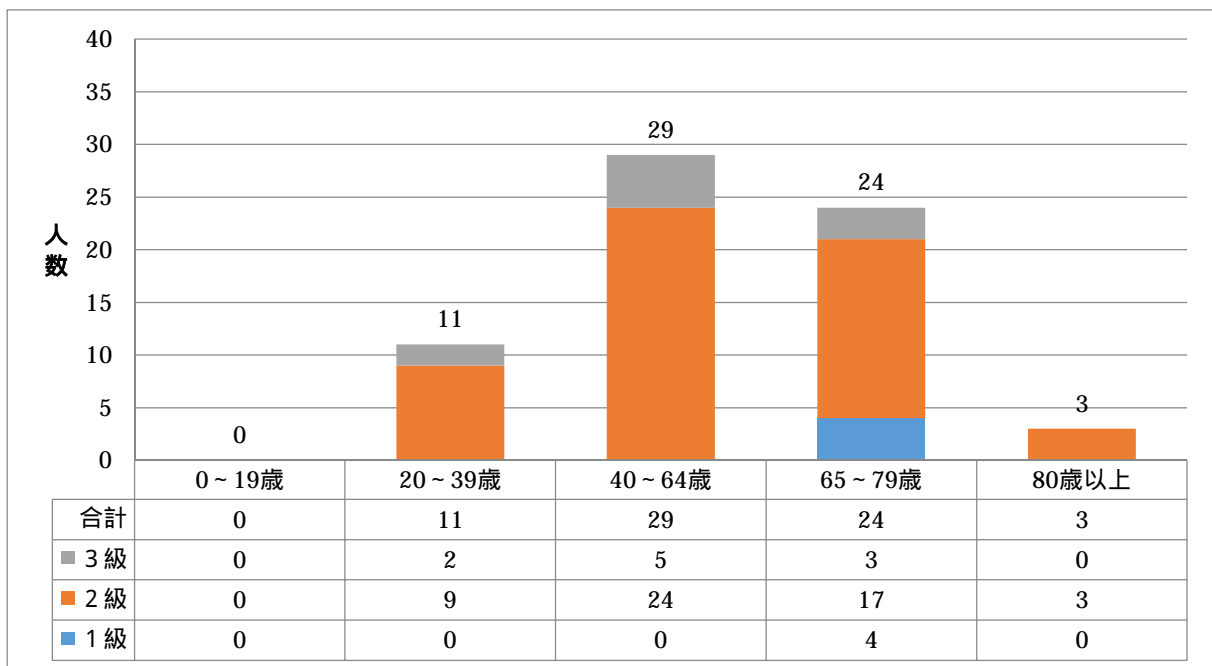
2級が最も多く、全体の約7割近くを占めていますが、割合的には横ばいで推移しています。

精神障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

令和2年 精神障害者手帳所持者数の内訳（年齢等級別）



資料：安芸太田町調べ、各年4月1日現在

3 町内のサービス資源（施設・事業所等）

町内には、障がいのある人にかかる福祉サービス資源として、次のような施設・事業所等があります。

種 類	名 称	地区
指定居宅支援事業者 【居宅介護・重度訪問 介護・行動援護】	安芸太田町社協訪問介護事業所	戸河内
多機能型事業所 【就労継続支援(B型)・ 生活介護】	安芸太田町社協多機能型事業所「クローバータウン」 ・生活介護【定員6名】 ・就労継続支援B型【定員14名】	加計
短期入所	寿光園短期入所生活介護事業所 基準該当事業所【定員19名】	加計
多機能型事業所 【放課後等デイサービス】 【就労継続支援(A型)】 【生活介護】 【就労継続支援(B型)】	JOCA×3(加計) 共生型 { ・放課後等デイサービス【定員6名】 ・生活介護【定員6名】 ・就労継続支援(A型)【定員10名】 JOCA×3(加計) ・就労継続支援(B型)【定員10名】 JOCA×3(中筒賀) ・就労継続支援(A型)【定員10名】	加計 筒賀
指定障害者支援施設	戸河内あすなる園 ・施設入所支援【定員50名】 ・生活介護【定員40名】 ・就労継続支援B型【定員10名】	戸河内
【生活介護、自立訓練 (機能訓練・生活訓練)】	安芸太田町社協通所介護事業所「ふれあい」 ・基準該当事業所【定員7名】	戸河内
	寿光園デイサービスセンター通所介護事業所 ・基準該当事業所【定員7名】	加計
共同生活援助	グループホーム大銀杏【定員8名】	筒賀
	JOCA×3(名称未定) (令和3年度開設予定)【定員10名予定】	加計
計画相談支援 (特定相談)	安芸太田町社協指定特定相談支援事業所(者)	加計
	相談支援事業所戸河内あすなる園(者)	戸河内
	J'sサポートJOCA×3(者・児)	加計

令和3年3月現在

4 サービスの利用状況

町内には施設・事業所が少なく、サービス供給量が限られることから、施設入所や一部のサービス利用においては、広域的に行われている実態があります。

障がい児を対象としたサービスは、令和2年3月31日に新たに開設しました。しかし、開設から間もないこともあり実績はありません。

年度別給付費実績・見込み

項 目		平成30年度		平成31(令和元)年度		令和2年度見込	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
介護給付	居宅介護	112	4,124,612	117	4,468,205	114	1,573,770
	療養介護	72	18,735,110	60	15,639,360	48	14,089,480
	療養介護医療費	72	10,501,754	61	4,269,087	54	4,000,322
	障害児施設医療費	12	233,040	0	0	0	0
	生活介護	318	63,498,297	331	70,291,091	364	76,134,310
	短期入所	40	3,655,972	44	3,819,142	16	4,379,718
	施設入所支援	223	25,639,224	243	29,013,676	254	32,953,568
	基準該当生活介護	86	4,950,480	86	4,381,884	70	4,385,844
訓練等給付	共同生活援助	84	7,793,717	106	8,393,744	108	9,181,720
	就労移行支援	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援A型	76	7,481,356	109	10,838,550	124	11,699,544
	就労継続支援B型	208	21,810,168	223	23,948,004	348	22,618,600
	基準該当自立訓練 (機能訓練)	10	458,457	10	523,314	8	354,294
	基準該当自立訓練 (生活訓練)	2	27,685	0	0	0	0
特定障害者特別給付費		293	3,376,189	318	3,933,282	334	4,070,798
高額障害福祉サービス費		98	604,064	99	574,305	78	526,682
サービス計画作成費		122	1,765,858	165	2,236,220	228	3,109,964
障害児相談支援		0	0	6	106,400	4	69,878
補装具費		16	2,524,000	14	1,658,386	16	2,000,000
更生医療		5	410,138	4	4,516,498	4	4,845,446
育成医療		1	85,981	0	0	0	0
放課後等デイサービス		13	368,308	16	596,237	22	871,922
支援事業 地域生活	移動支援	18	216,010	19	122,030	6	21,060
	日中一時支援	0	0	0	0	0	0
	日常生活用具	132	1,549,610	171	1,792,887	214	2,244,344
	自動車改造費給付	0	0	0	0	0	0
合 計		2,013	179,810,030	2,202	191,122,302	2,414	199,131,264

5 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的と概要

調査の目的

本計画の策定にあたって、当事者の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、今後の障がい者（児）の福祉施策に役立てるための基礎資料としてアンケート調査を実施しました。

調査対象者

アンケートの対象者は次の方を対象として実施しました。

65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方（施設入所等されている方は、安芸太田町が援護市町になっている方）

65歳以上の障害福祉サービス受給者証を交付された方

計152人（うち18歳未満の方10人）

送付内容

- ・身体障害者手帳所持者用アンケート
- ・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者用アンケート（以下、簡易版と表記）

18歳未満手帳所持者用アンケート

調査方法

調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。

調査期間

令和2年11月20日から令和2年12月8日までの期間に実施しました。

回答状況

配付数	回答数	回答率
152人	83人	54.6%
うち簡易版 106人	うち簡易版 57人	うち簡易版 53.7%
うち18歳未満 10人	うち18歳未満 6人	うち18歳未満 60.0%

(2) 調査結果の概要

18歳以上集計(回答77人)

□現在一緒に暮らしている人について

「父母」が34人と最も多く、次いで「施設入所」が19人、「配偶者(夫または妻)」が15人となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 父母	34	38.2
2. 兄弟・姉妹	8	8.9
3. 祖父母	1	1.1
4. 配偶者(夫または妻)	15	16.9
5. 子ども・子どもの配偶者・孫	4	4.5
6. ひとりで暮らしている	7	7.9
7. 施設に入所している	19	21.3
8. その他()	1	1.1

その他回答： 病院

□年齢について

「60歳代」が36.3%と最も多く、次いで「50歳代」が29.8%となっています。

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
回答数(人)	0	8	6	7	23	28	3	2
割合(%)	0%	10.3%	7.7%	9%	29.8%	36.3%	3.8%	2.5%

□日常生活について

介助が必要な項目として、「お金の管理」が35人と最も多く、次いで「薬の管理」が26人、「外出」が23人となっています。

項目	ひとりでできる (回答数:人)	一部介助が必要 (回答数:人)	全部介助が必要 (回答数:人)	無回答 (回答数:人)
食事	55	12	9	1
トイレ	61	4	10	2
入浴	57	7	12	1
衣服の着脱	62	3	11	1
身だしなみ	58	6	12	1
家の中の移動	64	5	7	1
外出	52	12	11	2
家族以外の人との意思疎通	58	8	8	3
お金の管理	39	14	21	3
薬の管理	49	7	19	2

□介助や支援してくれる方について

「父親・母親」が26.3%と最も多く、次いで「施設の職員」が23.2%となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 配偶者(妻・夫)	10	11.6%
2. 父親・母親	23	26.7%
3. 子ども	3	3.4%
4. 兄弟・姉妹	10	11.6%
5. 祖父・祖母	0	0%
6. 親戚	1	1.1%
7. 隣人・知人	2	2.3%
8. 雇い人	0	0%
9. ホームヘルパー	5	5.8%
10. 施設の職員	20	23.2%
11. ボランティア	1	1.1%
12. 特にいない	6	6.9%
13. その他	5	5.8%

その他回答： 成年後見人。 HP職。 内縁の夫。 母。 友人。

□介助、支援をしてくれる家族の状況について

年齢では「50歳代」と「70歳代」がそれぞれ25%で最も多く、性別では「女性」が66%健康状態は「ふつう」が46.3%で最も多くなっています。

区分	回答数(人)	割合(%)	
年齢(回答36票) (令和2年4月現在)	1. 29歳以下	1	2.7%
	2. 30歳代	1	2.7%
	3. 40歳代	1	2.7%
	4. 50歳代	9	25.0%
	5. 60歳代	7	19.4%
	6. 70歳代	9	25.0%
	7. 80歳代	8	22.2%
性別(回答33票)	1. 男性	11	33.3%
	2. 女性	22	66.6%
健康状態(回答41票)	1. よい	15	36.5%
	2. ふつう	19	46.3%
	3. よくない	7	17.0%

□現在受けている医療ケアについて

「服薬管理」が51.4%で過半数を占め、最も多くなっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 気管切開	1	2.8%
2. 人工呼吸器(レスピレーター)	1	2.8%
3. 吸入	1	2.8%
4. 吸引	1	2.8%
5. 胃ろう・腸ろう	0	0%
6. 鼻腔経管栄養	0	0%
7. 中心静脈栄養(IVH)	0	0%
8. 透析	3	8.5%
9. カテーテル留置	0	0%
10. ストマ(人工肛門・人工膀胱)	4	11.4%
11. 服薬管理	18	51.4%
12. その他	6	17.1%

その他回答： 酸素ボンベ。 糖尿病×2。 精神科。 胃がん。 てんかん。

□現在暮らしている場所について

「自宅」が68.8%と最も多く、次いで「施設に入所」が14.2%となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 自宅(アパート、公営住宅など含む)	53	68.8%
2. グループホームに入所	6	7.7%
3. 障がい者施設に入所	11	14.2%
4. 病院に入院	2	2.5%
5. 介護保険など高齢者の関係施設に入所	1	2.5%
6. その他	2	1.2%
無回答	2	2.5%

その他回答： HP。 生活支援ハウス。

- ・「障がい者施設に入所」または「病院に入院」と回答した方について（13名）
- 一般の住宅やグループホームで生活するために必要な支援について（回答38件）
- 「2」から「6」までの内容が最も多くなっています。

区分	回答数（件）	割合（％）
1．在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	2	5.2％
2．障がいのある人が住みやすい住居が確保されること	6	15.7％
3．必要な在宅サービスが適切に利用できること	6	15.7％
4．生活訓練等の充実	6	15.7％
5．経済的負担の軽減	6	15.7％
6．相談対応等の充実	6	15.7％
7．地域住民等の理解	4	10.5％
8．コミュニケーションについての支援	1	2.6％
9．その他	1	2.6％

その他回答： 未記入

- ・「障がい者施設に入所」または「病院に入院」と回答した方について（13名）
- 将来、どのような暮らし方をしたいかについて（回答14件）

「家族と一緒に生活したい」が50％と最も多くなっています。

区分	回答数（件）	割合（％）
1．一般の住宅でひとり暮らしをしたい	2	14.2％
2．家族と一緒に生活したい	7	50％
3．グループホームなどを利用したい（支援や見守りのある共同生活）	0	0％
4．障がいのある人や高齢者向けの入所施設で生活したい（入所を続けたい）	2	14.2％
5．わからない	1	7.1％
6．その他（ ）	2	14.2％

その他回答： 回答無し。 デイサービス。

□障がい福祉サービス等の利用について

利用しているサービスでは「相談支援」が22人と最も多く、次いで生活介護が14人、就労継続支援（B型）が13人となっています。今後の利用希望についても、「計画相談支援14人」、「生活介護14人」と最も多くなっています。

□福祉サービスを利用するにあたり、困っていることや心配なことについて

「制度の仕組みや専門用語がわからない」が 13.2%となっています。次いで「サービス利用の手続きがめんどろ」10.3%、「利用したいサービスがない」が 9.4%となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 制度の仕組みや専門用語がわからない	14	13.2%
2. 利用料が高い	3	2.8%
3. サービスの質が低い	3	2.8%
4. どのサービス提供事業者を選んだらいいかわからない	4	3.7%
5. サービス利用の手続きがめんどろ	11	10.3%
6. 定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない	2	1.8%
7. 通いにくい(遠い、交通手段がない)	7	6.6%
8. 医療的ケアが受けられない	3	2.8%
9. ほかの利用者や職員になじめない	8	7.5%
10. サービス内容に関する情報が少ない	8	7.5%
11 サービス利用などについて相談する相手がいない	6	5.6%
12. 利用したいサービスがない	10	9.4%
13. 特にない。わからない。	27	25.4%

□障がい福祉サービス等の満足度について

「満足」と「やや満足」で 89.2%となっています。町外の事業所に通われている方の回答等が「不満」となっています。

区分	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満
回答数(人)	17	8	0	3
割合(%)	60.7%	28.5%	0	10.7%

□相談するときに必要だと思うことについて

「身近なところに相談窓口がある」が14.4%と最も多くなっています。次いで、「休日や夜間にも相談ができる」と「個人情報の保護やプライバシーへの配慮」が各12.2%となっています。

区分	回答数(件)	割合(%)
1. 身近なところに相談窓口がある	27	14.4%
2. 休日や夜間にも相談できる	23	12.2%
3. 電話、ファックスまたはメールなどで相談できる	13	6.9%
4. 自宅に訪問してくれる	12	6.4%
5. 専門家による相談・助言が受けられる	19	10.1%
6. 同じ立場にある障がい者やその家族に相談できる	14	7.4%
7. 1か所でいろいろな問題について相談できる	15	8.0%
8. 同じ人に長期間にわたって相談できる	12	6.4%
9. わかりやすく情報提供をしてくれる	16	8.5%
10. 個人情報の保護や、プライバシーへの配慮	23	12.2%
11. 特にない	12	6.4%
12. その他()	1	0.5%

その他回答： 世話人、担当の支援員。

□障がいのことや福祉サービスの利用の仕方などに関する情報を、どのように発信してほしいかについて

「広報誌」が17.3%と最も多くなっています。次いで、「サービス事業所の人や施設職員」が16%、「行政機関の相談窓口」が13.4%となっています。

区分	回答数(件)	割合(%)
1. 広報誌「安芸太田」	27	17.3%
2. 安芸太田町のホームページ	16	10.2%
3. 町内の無線放送	7	4.4%
4. サービス事業所の人や施設の職員	25	16.0%
5. 障がい者団体や家族会(団体機関誌など)	6	3.8%
6. かかりつけの医師や看護師	19	12.1%
7. 病院のソーシャルワーカーや介護保険のケアマネジャー	9	5.7%
8. 民生委員・児童委員	3	1.9%
9. 保育所、幼稚園、学校	2	1.2%
10. 相談支援事業所などの民間の相談窓口	10	6.4%
11. 行政機関の相談窓口	21	13.4%
12. 特にない	11	7.0%
13. その他()	1	0.6%

その他回答： 点字で情報提供してほしい。社協。スマホを持っているのだが、操作がほとんどわからないのでホームページとかいわれても何のことかわからない。インターネットは利用していない

□差別や人権侵害を感じることにについて

「周りやまちなかで接する人の視線」が29%と最も多くなっています。次いで「隣近所づきあい」、「仕事や収入面」が16.1%となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 周りやまちなかで接する人の視線	9	29.0%
2. 隣近所づきあい	5	16.1%
3. 地区の行事・集まり	2	6.4%
4. 店などでの対応・態度	4	12.9%
5. 交通機関の利用など	2	6.4%
6. 仕事や収入面	5	16.1%
7. コミュニケーションや情報の収集	2	6.4%
8. 公共施設の利用など	0	0%
9. 役場職員の対応・態度	1	3.2%
10. 教育の場	0	0%
11. 病院などの医療機関	3	9.6%
12. その他	3	9.6%

その他回答： 警察。 家で家族の言葉。 職場

□権利擁護サービスについて

福祉サービス利用援助事業「かけはし」は、「将来利用したい」が28人と最も多くなっています。

成年後見制度は「利用したいと思わない」が28人と最も多くなっています。また、使いやすくするために必要なことについては、「本人の状態に応じた支援体制の確保」が19人と最も多く、次いで「制度についての周知」が18人、「成年後見人による横領などの不正防止の徹底」が17人と多くなっています。

□家事や地震等の災害時に困ることについて

「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が22.3%と最も多くなっています。次いで、「投棄や治療が受けられない」が21.5%となっています。

区分	回答数(件)	割合(%)
1. 投棄や治療が受けられない	28	21.5%
2. 補装具(車いす等)の使用が困難になる	2	1.5%
3. 補装具(車いす等)や日常生活用具の入手ができなくなる	2	1.5%
4. 救助を求めることができない	12	9.2%
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない	16	12.3%
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない	14	10.7%
7. 周囲とコミュニケーションがとれない	12	9.2%
8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	29	22.3%
9. その他	2	1.5%
10. 特になし	13	10.0%

その他回答： 食事。 避難訓練している。

□地域や社会に参加するために必要なことについて

「障がい者が働ける場を増やす」が 21.5%と最も多くなっています。次いで「移動手段や道路・歩道を整備し、外出しやすくする」が 16.5%となっています。

区分	回答数(件)	割合(%)
1. 子どもの時から、学校などで障がい児とのふれあいの機会を増やす	20	14.3%
2. 福祉イベントなど障がい者と町民の交流の機会を増やす	13	9.3%
3. 広報や生涯学習などで、障がい者への理解を深める	13	9.3%
4. 障がい者が働ける場を増やす	30	21.5%
5. 障がい者が様々な活動に参加できるよう、ボランティアの育成を図る	13	9.3%
6. 障がい者が使いやすいよう、公共施設や商店などの改善を進める	20	14.3%
7. 電車やバスなどの移動手段や道路・歩道を整備し、外出しやすくする	23	16.5%
8. 障がい者自身や家族が社会参加に対して積極性をもつ	9	6.4%
9. 現状で特に問題はない	7	5.0%
10. その他()	0	0%
11. わからない	4	2.8%

18歳未満集計（回答6人）

□障がいや発達上の課題に気が付いたきっかけについて

「医療機関による受診・検診」が3人と最も多くなっています。ついで、「認定こども園・保育所・幼稚園の助言」が2人となっています。

区分	回答数（人）
1. 病院などの医療機関による受診・検診	3件 0か月（生まれてすぐ） 妊娠22週目 2歳
2. 健康づくり課が実施する集団乳幼児健診	0
3. 小学校入学前の就学時健康診断	0
4. 健康づくり課が行う講演会	0
5. 認定こども園・保育所・幼稚園の助言	2件 6歳2か月 6歳4か月
6. 学校の助言	0
7. あなたを含む家族による気づき	0
8. その他（ ）	0

□誰かに相談したい内容について

「健康や医療のこと」が26.3%と最も多くなっています。次いで「教育・学習のこと」、「福祉サービスの利用のこと」が21%となっています。

区分	回答数（件）	割合（%）
1. 健康や医療のこと	5	26.3%
2. 収入・年金・手当のこと	2	10.5%
3. 家庭内の問題	0	0%
4. 教育・学習のこと	4	21.0%
5. お子さんの交友対人関係のこと	0	0%
6. 福祉サービスの利用のこと	4	21%
7. 進学や就職のこと	3	15.7%
8. 緊急時・災害時のこと	1	5.2%
9. 悩みや相談事はない	0	0%
10. その他（ ）	0	0%

□外出の頻度について（通学・通園・通院をのぞく）

「週2回から3回くらい」と「外出しない」が2人と最も多くなっています。外出の目的は、「買い物」と「習い事」が多いです。

区分	回答数（人）
1．ほぼ毎日	0
2．週2回から3回くらい	2
3．週1回くらい	0
4．月2回から3回くらい	1
5．月1回くらい	0
6．外出しない	2
無回答	1

□外出しやすくなるために必要なことについて

「移動支援サービスの充実」と「一緒にでかけてくれる人がいること」が2件と最も多くなっています。

区分	回答数（件）	割合（％）
1．だれでも参加できる行事が充実すること	1	12.5％
2．公共交通機関が充実すること	0	0％
3．移動支援のサービス（同行援護・行動援護）が充実する	2	25.0％
4．施設、道路などがバリアフリー化される	1	12.5％
5．障がいがある方専用の駐車場が充実していること	0	0％
6．通訳などのコミュニケーション支援が充実していること	0	0％
7．一緒にでかけてくれる人がいること	2	25.0％
8．行事や活動の参加費が安く済むこと	0	0％
9．町民の障がいに対する理解が深まること	1	12.5％
10．特にない・わからない	1	12.5％
11．その他（ ）	0	0％

□障がいのある児童・生徒の教育に関し、重要なことについて

「早期発見・早期療育システムの確立」が30%と最も多くなっています。

区分	回答数(件)	割合(%)
1. 早期発見・早期療育システムの確立	3	30%
2. スロープなど、児童・生徒の障がいに対応した施設の整備	0	0%
3. 普通学級での統合教育	1	10%
4. 通級制度の充実	0	0%
5. 児童・生徒の個々のニーズに応じた特別支援教育の充実	1	10%
6. 児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実	1	10%
7. 特別支援教育の理解・啓発の推進	0	0%
8. 就労指導・進路指導における本人意思の尊重	0	0%
9. 教育・保険・医療・福祉などの関係機関の連携	1	10%
10. 障がいのある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援	1	10%
11. 障がいのある児童・生徒の保護者に対する経済的な支援	1	10%
12. その他()	1	10%

その他回答： 同程度の障がい者との交流、家庭間の情報交換等

□高等学校などを卒業した後の進路について保護者が希望するものについて

「大学や専門学校への進学」と「施設での就労・生産活動」が2人と最も多くなっています。次いで、「一般企業などへの就職」が上がっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 大学や専門学校への進学	2	40%
2. 一般企業などへの就職(パート、アルバイトを含む)	1	20%
3. 障がいのある方が通う施設での就労・生産活動(福祉的就労)	2	40%
4. 障がいのある方が暮らすための施設(入所施設)への入所	0	0%
5. 進学や就職はさせずに自宅で過ごさせたい	0	0%
6. 迷っている・わからない	0	0%
7. その他()	0	0%
未回答	1	

□医療機関への定期的な通院について

「月1回」が60%と最も多くなっています。通院に関する困り事については、「障がいに対応した医療機関が近くにない」が3件と最も多くなっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1.入院している	0	0%
2.ほぼ毎日	0	0%
3.週2回から3回くらい	0	0%
4.週1回くらい	0	0%
5.月2回から3回くらい	0	0%
6.月1回くらい	3	60%
7.数か月に1回	1	20%
8.定期的には通院していない	1	20%
未回答	1	

□障がい福祉サービス等の利用について

利用しているサービスは「日常生活用具給付事業」と「放課後デイサービス」及び「計画相談支援」のみですが、利用意向として「計画相談支援」に加え、「児童発達支援」や「自立訓練」等があります。

□福祉サービスを利用するにあたり困っていることや心配なことについて

「サービス内容に関する情報が少ない」が28.5%と最も多くなっています。次いで「制度の仕組みや専門用語がわからない」「通にくい」「相談する相手がいらない」が多くなっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1.制度の仕組みや専門用語がわからない	2	14.2%
2.利用料が高い	0	0%
3.サービスの質が低い	0	0%
4.どのサービス提供事業者を選んだらいいかわからない	1	7.1%
5.サービス利用の手続きがめんどう	0	0%
6.定員がいっぱいで施設に入所や通所ができない	1	7.1%
7.通にくい(遠い、交通手段がない)	2	14.2%
8.医療的ケアが受けられない	1	7.1%
9.お子さんが他の利用者や職員になじめない	0	0%
10.サービス内容に関する情報が少ない	4	28.5%
11サービス利用などについて相談する相手がいらない	2	14.2%
12.利用したいサービスがない	1	7.1%
13.特にない。わからない。	0	0%
14.その他()	0	0%
無回答	1	

その他回答： 誰に相談していいかわからない。

□障がいや障がい福祉サービスの情報源について

「インターネット」が27.2%と最も多くなっています。次いで「広報誌」、「町のホームページ」が18.1%となっています。

区分	回答数(人)	割合(%)
1. 広報誌「安芸太田」	2	18.1%
2. 町のホームページ	2	18.1%
3. 行政機関の窓口	0	0%
4. 家族や親せき、知人	0	0%
5. 民生委員・児童委員	0	0%
6. かかりつけの病院	0	0%
7. インターネット	3	27.2%
8. 本や新聞、テレビやラジオ	0	0%
9. サービス事業所の人や施設職員	1	9.0%
10. 相談支援事業所の相談員	1	9.0%
11. 家族会や被害者団体	1	9.0%
12. その他()	0	0%

6 関係団体・事業所ヒアリングからの意見

事業における現在の課題

- ・権利擁護事業利用者が増えており組織として基盤整備が必要
- ・本人の自立に向けた支援より、家族の思いが優先されやすい
- ・事業をする上でマンパワー不足
- ・放課後等デイサービスの地域のニーズについて把握する必要がある

生活についての困りごと・不安等

- ・高齢化に伴う身体的機能の低下により、社会参加が困難になる
- ・町内のサービスについて知らないことがあった（周知の不足）
- ・親亡き後の支援のことを考えると大きな不安がある

地域の状況やサービスのあり方

- ・8050問題の顕在化
- ・高齢障がい者が通う場所が少ない
- ・事業所の理念や指針が住民へ示されてない
- ・親亡き後についてのサービス不足
- ・災害対策についての周知が不足

関係機関・団体との連携の状況

- ・各個別部会を活用し、気軽に集まって問題共有をするべき
- ・互いのスキルアップのために情報共有する場が必要
- ・自立支援協議会事務局機能の強化の問題

地域との関わり、地域生活に必要なこと

- ・地域自立支援協議会の推進が不可欠
- ・地域の人への本人の周知
- ・障害者週間を利用した地域住民とのふれあいの場の設定
- ・障害者雇用促進法に対する雇用の確保の継続
- ・障害疑似体験等を通じ相互理解を促すこと

重点的に取り組むべきこと

- ・相談支援体制及び当事者会の充実
- ・障がいに理解を促す研修会の開催
- ・障害者支援施設から地域移行へ受け皿となる社会資源の開発
- ・障がいのある人の高齢化による地域とのつながり
- ・各種サービスをわかりやすく説明できる媒体
- ・各事業所、関係機関、団体、住民等が担えることの明記と連携強化
- ・自立支援協議会の事務局機能の活性化
- ・障がい者が人間らしく生きられる選択肢のある取り組み

第3章 施策の大綱

1 基本的な考え方

(1) 障がい者施策の基本理念

国が昭和 57 年に策定した「障害者対策に関する長期計画」以降、「ノーマライゼーション¹」と「リハビリテーション²」を理念として障がい者施策を展開してきました。また、平成 23 年 8 月に障害者基本法が一部改正され、差別の禁止を明確にするとともに、「すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合いながら共生する社会³」を実現することとしています。

第 1 期計画から掲げている「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念は、共生する社会をめざす国の基本方針に則ったもので、障がい者施策だけでなく、行政施策のあらゆる場面で必要となります。

本計画においても、障がい者施策の基本理念に基づき、障害者基本法や前計画の理念を継承しつつ、ライフステージを通じた障がいのある人の暮らしやすさについての視点で、障がいのある人が社会を構成する一員として尊重される共生する社会の実現に向けて引き続き取り組みます。

(2) まちづくりの基本方針との関係

本町は「第二次安芸太田町長期総合計画」において、まちづくりの将来像と基本的な考えを次の通り掲げています。

この将来像は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が「安芸太田町は豊かさあふれ・つながりひろがるまち」を実感できてこそ実現したといえます。

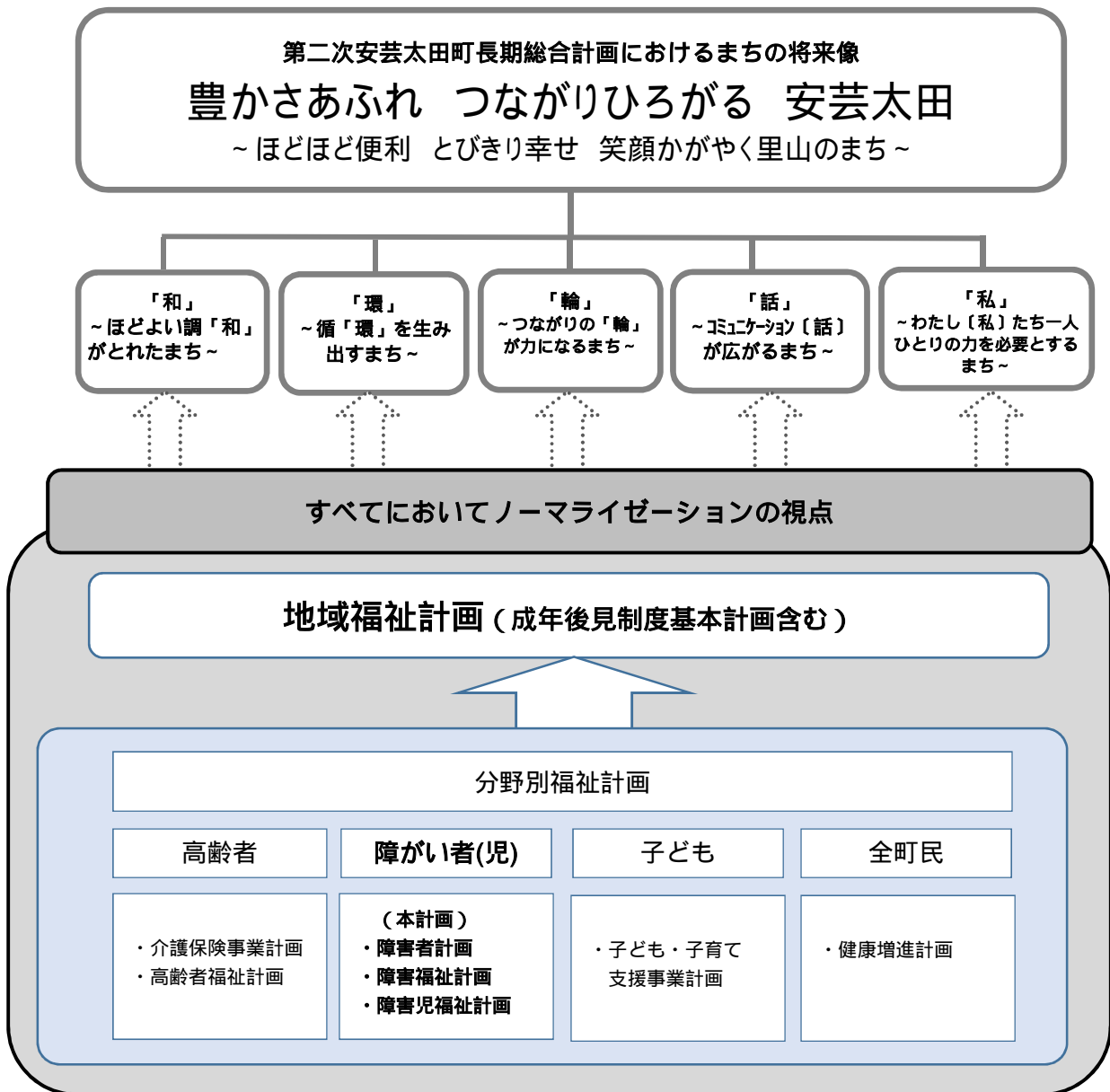
そのためには、基本方針を掲げるすべての分野で「ノーマライゼーション」の視点に沿って施策を推進することが必要です。本計画は、そのうち障がいのある人にかかわる施策の基礎をまとめるもので、上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」や「第 2 期地域福祉計画(平成 30 年度から令和 3 年度)」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門との整合にも配慮するものです。

まちづくりの視点(基本的な考え)

¹ ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

² リハビリテーション：障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加をめざすとの考え方。

³ 共生する社会：性別・国籍・年齢・障がいの有無など、さまざまな違いがあるすべての人々が、社会から阻害されることなく、それぞれが自立し、相互に支え合い、人間として生きることが承認され、主体的に暮らすとともに支援体制が確立されている社会。



2 基本目標

基本目標については、「第二次安芸太田町長期総合計画」との整合性を図りながら、これまでの取り組みを継承しつつさらなる施策の展開を目指すことから、第5期計画の基本目標を継承していきます。

基本目標

~ 出会い ふれあい 地域でともに生きる ~
豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち

3 基本的な視点

本計画の策定にあたって、すべての施策において横断的に持つべき視点は、次のように考えられます。以下の視点をふまえて、一貫した障がい者施策を展開していきます。

(1) 障害者基本計画(第5次)に定める各分野に共通する横断的視点

障がい者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ⁴の向上
当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
障がいの特性等に配慮したきめ細かい支援
性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定にあたっての国の基本方針

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
「地域共生社会」の実現に向けた取組
障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

⁴ アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

4 第6期計画の策定に向けて

第5期計画の重点項目の取組み状況

第5期計画では、障がいのある人の地域生活やサービスの利用状況等について、関係者へのヒアリングから出された意見や課題を踏まえ、重点課題に向けての目標を「地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり」として下記のとおり、10の施策を行いました。

重点項目1 総合的な相談支援体制の確立

施策 1	基幹相談支援センターの早期設置
評価	基幹相談支援センターの設置はできませんでしたが、令和2年2月より障がい者等相談支援事業所を委託にて開設しました。令和2年度の実績見込みは300件となります。
課題	財源の確保難と基幹相談支援センターのニーズが不透明な部分があり、必要性についての検討材料が不足しています。
今後の方向性	新たに開設した障がい者等相談支援事業所の実績を分析し、基幹相談支援センターの設置が必要か再検討を行いつつ、町内の資源を有効的に活用し、その機能を補えるよう協議をすすめます。

施策 2	相談支援事業所の設置の促進（障がい児）
評価	令和2年4月に障がい児相談支援事業所が町内に開設しました。
課題	障がい児のニーズ把握を現在事業所と連携して行っています。開設から間もないこともあり、実績はありません。
今後の方向性	町と連携し障がい児相談支援事業所の周知を図り、必要としている児童が適切な援助が受けられるよう事業所と連携し、サービス提供の支援を行います。

施策 3	地域自立支援協議会の運営の充実
評価	全体会は年間2回開催、個別支援部会は年間1回程度の開催となっており、地域の課題解決において必要性に応じた情報共有が不十分となっています。
課題	事業所と行政間で解決に至っているため、個別支援部会等の集まる機会を設けての情報共有ができていません。計画や進捗等の報告を行う全体会の開催が不定期になっています。
今後の方向性	各自立支援部会の役割を見直し、計画の進捗や点検、地域の課題を町内事業所で共有できる機会を増やします。また、必要に応じた個別部会や計画的に全体会を行い、早期の解決を図るため、事務局運営機能のあり方も検討します。

重点項目2 障がいに対する理解の促進と福祉意識の高揚

施策 4	広報活動やイベント等への参加促進
評価	町が発行する障がい福祉サービスの手引きの情報更新を毎年行い、希望者や新規手帳取得者へ配布を行っています。また、令和2年3月に、障がいのある方が創作された芸術作品の展示会「あいサポートアート展」の作品を町内に展示し、町民へ障がいへの理解と認識を深める啓発活動を行いました。
課題	アンケート調査にて、「制度の仕組みや専門用語がわからない」「広報誌で情報発信してほしい」「行政から福祉に関する情報提供の充実」の意見が上位に上がっています。
今後の方向性	人権週間や障害者週間に合わせたイベントを活用し、引き続き啓発活動に努めます。また、町から発信できる情報についてわかりやすく工夫をし、提供ができるよう努めます。

施策 5	差別解消に向けた取組みの推進
評価	人権フェスタや人権啓発セミナー、広報誌や防災無線放送などいろいろな機会を通じ、住みよい地域とするための広報・啓発を行っています。自立支援協議会の個別支援部に障害者差別解消支援地域協議会の機能を有し、体制を整えました。
課題	自立支援協議会の運営機能に課題がある。
今後の方向性	週間、月間等の人権啓発行事の周知を図るとともに、これらの機会を活かして障がいのある人への理解促進のための広報・啓発などを引き続き行います。また、障がいを理由とする差別の解消を推進するため「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」について、認識を深め、必要な措置を行います。

施策 6	障がいのある人の居場所づくり
評価	社会福祉協議会と連携し、保健師等が介護予防や認知症の啓発出前講座を実施し、随時各地域住民の相談対応等を行いました。また、生活の困りごとを地域で支援していく「生活支援サポーター」の養成を平成29年度から実施しており、障がいの有無や対象者を高齢者のみとしない、開かれた研修会を行いました。
課題	新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、住民の活動ができるだけ低下しない手法の検討が必要となっています。
今後の方向性	今後も社会福祉協議会と連携してサロン事業の支援を行い、町が推進する「住民運営の通いの場」との事業整理を行って一層住民が参加しやすい「集う場」づくりを推進します。また、「生活支援サポーター」の育成を今後も継続し、住民ができるだけ長く地域で暮らせるような仕組みづくりを住民と行います。

重点項目3 障がいのある人の地域生活の支援

施策 7	住居の確保支援
評価	障がいのある方の高齢化による在宅生活を維持するために、指定管理施設やグループホームの利用を推進しました。
課題	介護保険要介護認定の要介護度の重度化（施設入所契約ができない要介護1から3）が顕著となっており、施設入所前の貴重な施設である位置付けが増していますが、いずれの施設も空床があります。
今後の方向性	各施設の経年劣化による修繕が増加傾向にあるため、計画的な修繕の実施を図り、空床を減らすよう努めます。

施策 8	就労の場の確保支援
評価	町ホームページ等を利用し、一般就労及び障がい者雇用についての求人・求職情報の提供を継続して行いました。また、新たに就労継続支援A型事業所（定員20名）B型事業所（定員10名）が開設しました。
課題	町内の事業所間での連携が十分にとれておらず、事例検討会や課題を共有できる場が必要です。また、サービス資源が増えたことで事業所間による利用者の取り合いが起こらないよう、注意が必要です。
今後の方向性	行政を含む施設等や商工会、各法人間の連絡会等が求められており、定期的な開催に努めます。

施策 9	権利擁護の推進
評価	町成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に策定しました。必要性がある方に対し、関係機関と協議の上、後見人等の選任及び町長申立を行いました。（第5期計画期間中7件）地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進し、関係部署や関係機関との調整・協議・自立支援協議会での説明を実施しました。制度周知を図るため、毎年講演会と研修会を行っています。
課題	後見人・保佐人・補助人からの相談体制の構築を目指しましたが、地域連携ネットワークの構築が行えておりません。
今後の方向性	後見人選任の申立てを町長がすべきかどうかを客観的に判断するために、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを令和3年度に構築し、仕組みづくりを明確化します。また、町ホームページや権利擁護研修会等を通じてその周知を図ります。

施策 10	地域生活支援拠点等の整備（面的整備）
評価	委託相談支援事業所を開設することで、セルフプランでサービスを使っていた2名の方に相談支援専門員がつけました。
課題	24時間365日の相談支援体制の構築と、緊急時の受入に関し空き室・空床の確保について、その機能を担う事業所等と契約又は協定書の締結等ができていません。
今後の方向性	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備することに引き続き努めます。

5 施策の体系

(1) 第6期計画の重点項目

アンケート調査及び関係団体、関係事業者のヒアリング調査結果などをふまえた総合的な見地と、第5期計画を踏襲し継続している課題をまとめ、第二次安芸太田町長期総合計画におけるまちの将来像である「豊かさあふれつながりひろがる安芸太田」に向かい、次のとおり4つの重点項目と、それを達成するために10の施策を掲げます。

重点項目1 総合的な相談支援体制の確立

施策 1	基幹相談支援センターの必要性の検証
評価の要点	障がい者等相談支援事業の実績をもとに、関係団体及び関係事業所と協議を重ねつつ、町内の資源を有効的に活用し、その機能を補えるか検討をします。

基幹相談支援センターが担う機能とは

- 障がい者に対する総合的・専門的な相談
障がいの種別に応じた総合的な相談支援を行います。また対応が困難と判断されるケースにおいては、より専門的な相談支援を実施します。
- 地域移行・地域定着への取り組み
障害者支援施設や精神病院と連携し、障がい者の地域生活への移行に向けた支援（居住の確保・新生活の準備等）を行います。また単身で生活する障がい者に対しては、夜間も含む常時連絡体制の確保や、緊急時の対応などの支援を実施します。
- 地域の相談支援体制の強化と取り組み
相談支援事業者に対して専門的な指導や助言、人材育成のサポートなどを行います。また地域内における関連機関の連携強化への取り組みも行っています。
- 障がい者の虐待防止・権利擁護
基幹相談支援センターは障害者虐待防止センターを兼ねることができ、家庭内または施設内での障がい者虐待に関する相談窓口として機能します。また障がいによって判断能力が不十分な方に対しては、本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理などを行う成年後見支援制度の利用実施をサポートします。

重点項目 2 ネットワークの構築及び強化

施策 2	行政を含む関係団体及び関係事業者間の連携体制の構築並びに強化
評価の要点	計画的な自立支援協議会の運営及び個別部会の開催の活性化を目指し、町内の関係者が本計画の目標達成と課題解決の協議のみならず、障がい者に関わる事業所の日常的な課題の共有等、連携の強化を図ります。

重点項目 3 障がいに対する理解の促進と福祉意識の高揚

施策 3	広報活動の充実
評価の要点	障がいや障がいのある方に対する意識の向上に向けての効果的な広報・啓発のため、障がい福祉サービスについて定期的に広報誌を活用します。また、県等の取組みを活用し、住民への情報提供を積極的に行い、関係機関での配布・掲示を継続して行います。

施策 4	広報・啓発活動や企画への障がい者の参加促進
評価の要点	人権週間や障害者週間に合わせたイベントを活用し、引き続き啓発活動に努めます。また、町から発信できる情報についてわかりやすく工夫をし、提供ができるよう努めます。

施策 5	差別の解消に向けた取組みの推進
評価の要点	自立支援協議会を活用した障害者差別解消支援地域協議会としての機能の充実を図ります。また、人権啓発行事の周知を図るとともに、これらの機会を活かして障がいのある人への理解促進のための広報・啓発などを引き続き行います。

重点項目 4 障がいのある人の地域生活の支援

施策 6	自立に向けた住居の確保支援
評価の要点	各施設の経年劣化による修繕が増加傾向にあるため、計画的な修繕の実施を図り、空床を減らすよう努めるとともに、令和3年度から開設を予定されている民間によるグループホームにおいては、入居者の自立に向けて支援を行います。 また、在宅サービスの提供体制について改善を図れるよう、協議の場を設定します。
施策 7	自立に向けた就労の場の確保支援
評価の要点	行政を含む施設等や商工会、各法人間の連絡会等を定期的を開催し、就業者に向けて適切な支援が行える環境を構築します。
施策 8	権利擁護の推進
評価の要点	中核機関を中心とした地域連携ネットワークを令和3年度に構築し、仕組みづくりを明確化します。また、町ホームページや権利擁護研修会等を通じてその周知を図り、制度を必要としている人へ繋げるよう努めます。
施策 9	障がい者の居場所づくり（地域共生社会の実現）
評価の要点	誰もが立ち寄れる居場所づくりの意識を広めるため、健康づくり事業も協働し、計画の作成を進めます。また、「生活支援サポーター」の育成を今後も継続して実施し、住民ができるだけ長く地域で暮らせる仕組みづくりを構築します。
施策 10	地域生活支援拠点の確保とその機能の充実
評価の要点	機能の中心となる相談と緊急時の受入・対応の機能について確保を目指し、その機能の充実のため、運用状況を検証、検討します。

地域生活支援拠点とは

障がいのある人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据え、次の機能を強化するため、「グループホームや障害者支援施設に付加した拠点」、または「地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制」により行うこととされています。

相談（地域移行、親元からの自立等）

体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）

緊急時の受入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）

専門性（人材確保・育成、連携等）

地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

(2) 施策の体系

先に示した重点項目を達成するために、町では様々な分野を超えて下記の施策に組みます。

項目	施策の柱	施策	
分野を超えた取組み	地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり	(1) 相談支援体制の充実	
		(2) 相互理解、情報提供の促進	
		(3) 権利擁護の推進	
		(4) 居場所づくりの推進	
		(5) 住居の確保支援	
		(6) 就労の場の確保	
分野別施策	1 暮らす(生活支援)	(1) 障がい福祉サービス等の充実	
		(2) 生活支援の充実	
	2 健やか(保健・医療)	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	
		(2) 身体障がいのある人への支援の推進	
		(3) 知的障がいのある人への支援の推進	
		(4) 精神障がいのある人への支援の推進	
		(5) 難病患者への支援の推進	
	3 育てる・学ぶ(保育・療育・教育)	(1) 一貫した相談支援の実施	
		(2) 特別支援教育等の推進	
		(3) 放課後対策等の推進	
	4 集う(交流活動)	(1) 障がいのある人の交流の推進	
		(2) スポーツ、文化・芸術活動の振興	
	5 住む(生活環境)	(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	
		(2) 防災、防犯対策の推進	
		(3) 非常時における総合的な支援体制の確立	
	6 支え合う(地域福祉)	(1) 地域福祉の推進	
		(2) 障がいに関する学習機会の充実	
		(3) ボランティア活動の推進	
	障がい福祉サービス等の基盤整備	障害福祉計画・障害児福祉計画	1 第6期障害福祉計画の成果目標
			2 第2期障害児福祉計画の成果目標
			3 障がい福祉サービス等の見込量
4 地域生活支援事業			

第4章 計画の推進

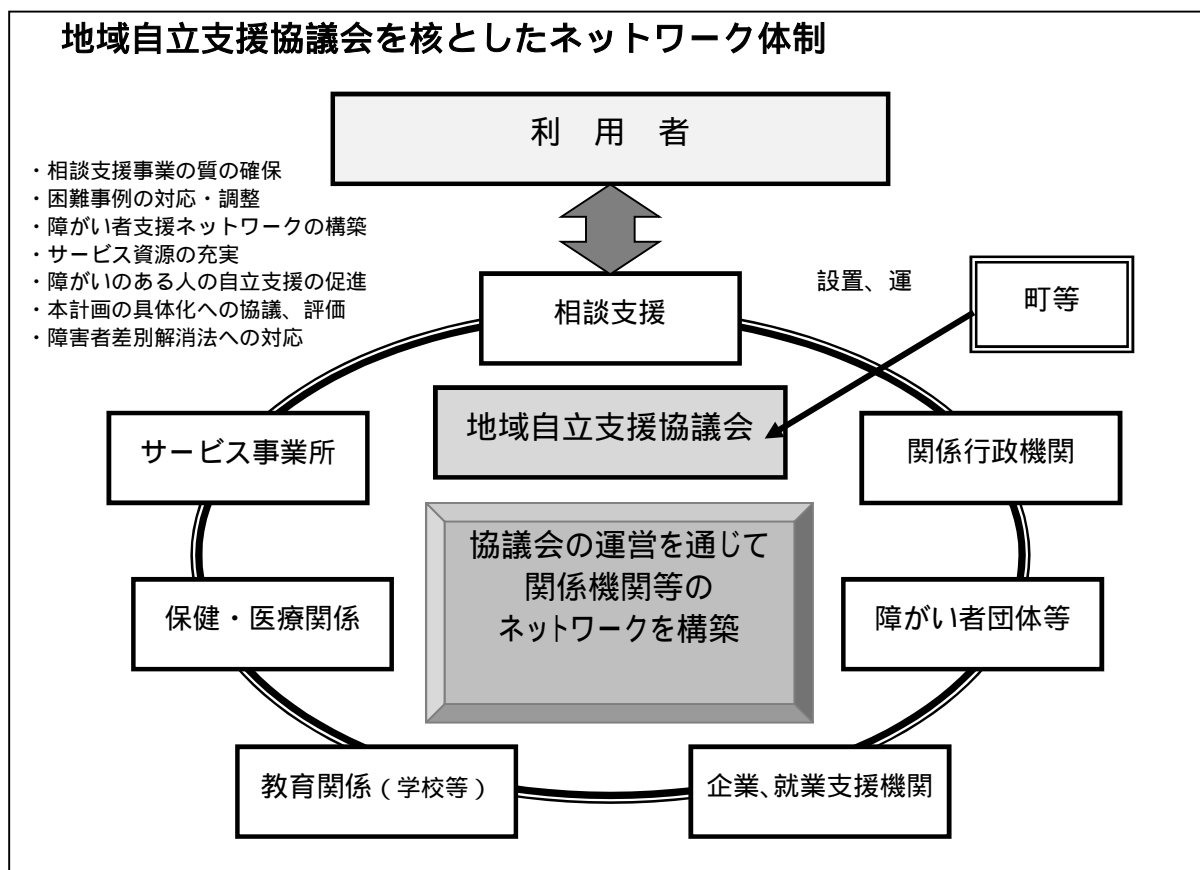
1 関係機関の連携強化（安芸太田町地域自立支援協議会の充実）

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関し、中核的な役割を果たす定期的協議の場として「安芸太田町地域自立支援協議会」を設置し、関係機関のネットワークを構築しています。

本協議会の充実を図り、計画の施策推進において連携するとともに、個々の課題については必要に応じてケース検討会を実施し、関係機関の連携のもと効果的な対応を検討します。

また、本協議会を核として、医療機関や町外の関係機関等との連携を強化します。

本計画では、この協議会（全体会及び各個別部会）の活性化を重点項目の一つとして位置付けています。



2 計画の進行管理及び点検（PDCAサイクル）

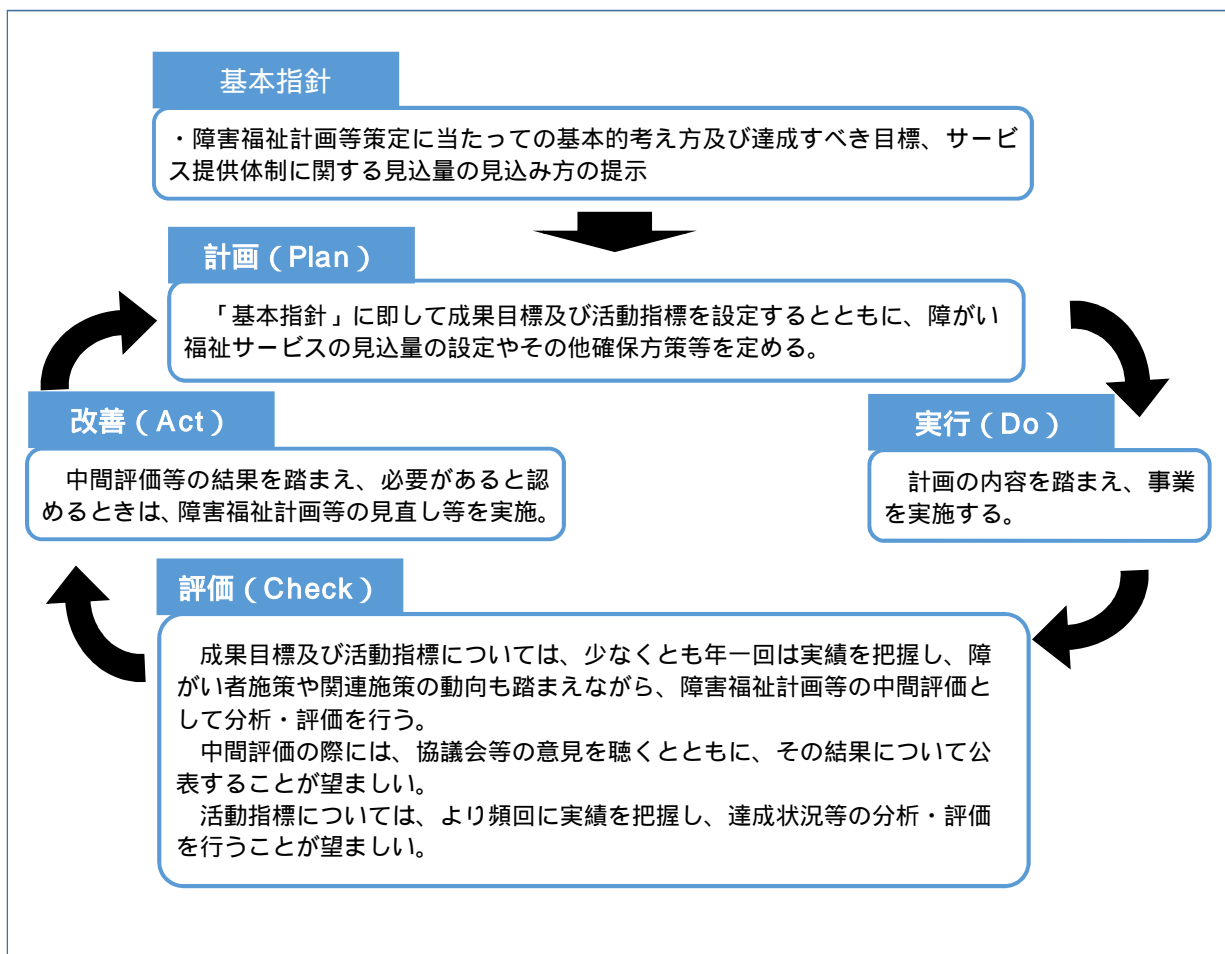
本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている総合的に管理していく手法で、「計画（Plan）」「実施（Do）」「評価（Check）」「処置（Act）」のプロセス（手順）を順に実施していくものとなります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等ある場合には、随時、対応していくことになり、本町では安芸太田町地域自立支援協議会が協議の場となります。

PDCAサイクルのプロセス（手順）イメージ



各 論

第1章 分野を超えた取組み

地域で安心して暮らせる生活の基盤づくり

(1) 相談支援体制の充実

項目	内容	担当課
基幹相談支援センターの設置	○基幹相談支援センターの設置を視野に置きながら、年間を通じた相談利用実績(件数や内容)を分析し、障がい者(児)における重層的な問題や、課題に対する相談体制を総合的に検証し、今後の町の取組みの核となる機関設置に向けて関係機関と協議を行います。	福祉課
相談支援機能の強化	○県の事業である「発達障害診療円滑化事業(専門医療機関における診療の円滑化を図るため、診療に必要なアセスメント等を事前に社会福祉法人等の支援機関で実施)を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化し、早期療育につなげます。 ○各相談支援事業所の機能の充実を図るため、相談支援員の資質向上に向けて研修等の機会を設け、事業所間の連携や協力体制を強化します。	健康づくり課 福祉課
自立支援協議会の充実	自立支援協議会の役割を見直し、計画の進捗や点検、地域の課題を共有できる機会を増やします。必要に応じた個別部会運営を行い、早期の解決を図るため機能の委託も検討します。 ○成年後見制度の推進のため、個別支援部会を活用し、後見申立ての要否等検討する機能を追加します。 ○障がい者(児)の性教育に関し、町としての関わり方の方針を明確にするため、施設・相談支援事業所・家族等と丁寧に協議を重ねます。	福祉課
関係機関の連携強化	○県の事業「発達障害診療円滑化事業」を教育委員会、児童育成課とともに展開し、ライフステージの切れ目ない支援体制を構築します。 ○自立支援協議会を中心に、事業所間の連携が円滑に行えるように体制を整備します。	健康づくり課 福祉課

(2) 相互理解、情報提供の促進

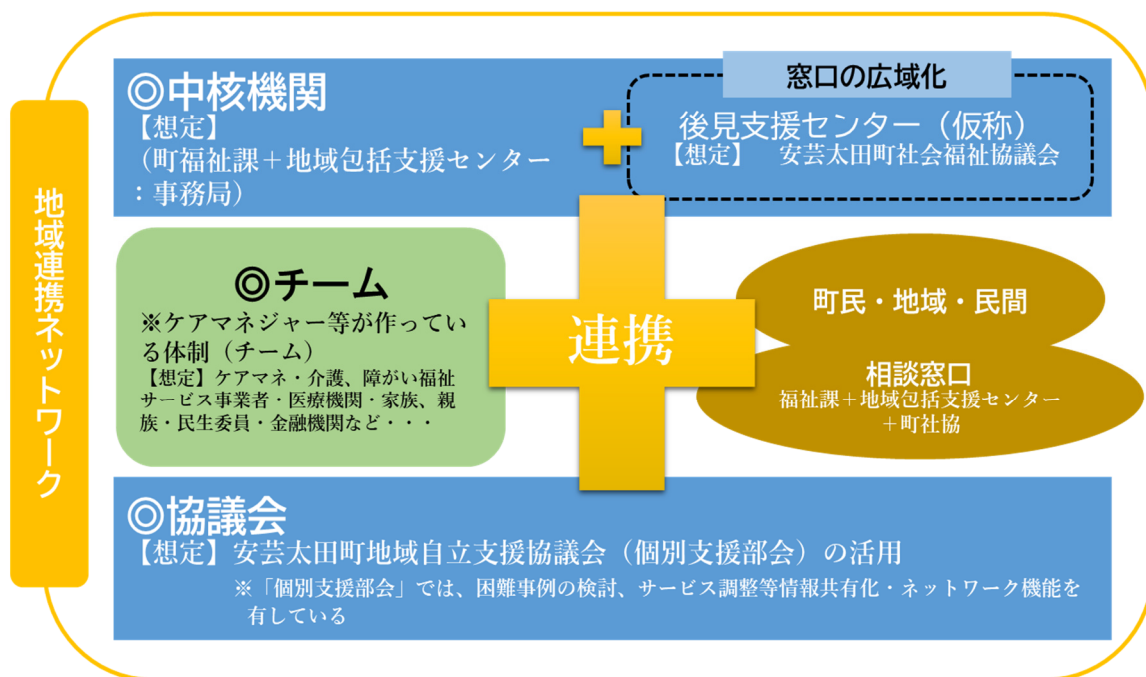
項目	内容	担当課
広報活動の充実	<p>障がいや障がいのある方に対する意識の向上にむけての効果的な広報・啓発のため、障がい福祉サービスについて定期的に町広報誌を活用します。</p> <p>○県の取組みを活用し、パンフレット等のチラシの情報提供を積極的に行います。</p> <p>○関係機関での掲載情報が古くならないよう、随時更新を行います。</p>	福祉課
イベントによる啓発活動の実施	<p>○人権週間及び障害者週間に合わせたイベント（人権フェスタ等）を活用し、引き続き啓発活動に努めます。</p>	教育委員会 (生涯学習課) 福祉課
差別の解消に向けた取り組みの推進	<p>○週間、月間等人権啓発行事の周知を図るとともに、これらの機会を活かして障がいのある人への理解促進のための広報・啓発などを引き続き行います。</p> <p>○障がいを理由とする差別の解消を推進するための広報・啓発などを引き続き行います。</p> <p>○障がいを理由とする差別の解消を推進するため「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」について、認識を深め、必要な措置を行います。</p> <p>○「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する安芸太田町職員対応要領」に即した研修及び啓発を行います。</p>	総務課 住民生活課 福祉課
多様な情報提供の実施	<p>○字の大きさやふりがなを入れるなど障がいのある人が分かり易く、障がいに配慮した方法での情報提供を行い、サービスや制度の周知を図ります。</p>	福祉課
広報活動のユニバーサルデザイン化の推進	<p>広報誌では特集ページを作り、お知らせ型から情報発信型の広報へ転換します。同時に、文字数や大きさについて整理をします。</p>	総務課ほか

(3) 権利擁護の推進

項 目	内 容	担当課
権利擁護の推進	後見人選任の申立てを町長がすべきかどうか客観的に判断するための中核機関を中心とした地域連携ネットワークを令和3年度に構築し、申立費用及び報酬実績への助成制度の周知を町ホームページや権利擁護研修会等を通じて徹底を図ります。	福祉課
成年後見制度利用促進の体制構築（安芸太田町成年後見制度利用促進基本計画）	<ul style="list-style-type: none"> ○制度を必要としている方へ行き渡るよう、成年後見制度利用促進基本計画の見直しを令和3年度中に行います。 ○成年後見制度利用促進のため、令和3年度に地域連携ネットワークの下記の仕組みづくりを明確化します。 <ul style="list-style-type: none"> 中核機関（直営及び社協）窓口の広域化 町民・地域・民間からの相談窓口 協議会（自立支援協議会の個別支援部会を活用） 	福祉課

安芸太田町成年後見制度利用基本計画について

安芸太田町における地域連携ネットワークのイメージ案



項目	内容	担当課
虐待防止活動の充実	<p>○令和3年度に向けて新たな虐待防止ネットワークのあり方を検討しており、世帯環境が異なる個別事案に対する速やかな対応を可能とする体制整備の構築により、障がい者(児)の生命と財産の保全を行い、措置後の相談に応じながら総合的な支援を行います。</p> <p>民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域等より、多くの関係者が参画し、日常的な見守り活動の中で、実態の把握に努め、身近な相談役として関係機関と連携を図り、障害者差別の解消に積極的に取り組みます。</p>	住民生活課 福祉課

(4) 居場所づくりの推進

項目	内容	担当課
地域の活動の場づくりの推進	<p>○社会福祉協議会と連携し、サロン事業の支援を行うが、町が推進する「住民運営の通いの場」との事業整理を行い、一層住民が参加しやすい「集う場」づくりを推進します。</p> <p>○地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の地域での役割づくりや地域の一員としての活動の場の確保など支援に努めます。</p>	健康づくり課 福祉課
障がいのある人の活動支援	<p>○障がい者の集える場や声を発信する場のシステムづくりに努めます。</p> <p>○「生活支援サポーター」の育成を今後も実施し、住民ができるだけ長く地域で暮らせるような仕組みづくりをすすめます。</p> <p>○身体障害者福祉協会への活動助成や会員獲得の支援、また当事者の会等の運営支援に努めます。</p>	健康づくり課 福祉課
地域の活動への参加促進	<p>○学校では地域の方と連携した体験活動や、伝統文化の継承活動をしたり、小中高連携で地域清掃ボランティア活動をしたりする中で、地域の方と触れ合う機会を設けて異世代間交流を推進し、多様な社会の一員として生きる力を育みます。</p> <p>○地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がいのある人の積極的な参加を促進します。</p>	教育委員会 (学校教育課) 福祉課
障がいのある人が参加しやすい環境づくり	<p>○町で開催される行事や社会活動について、障がいのある人の参加を妨げないよう配慮し、誰でも参加がしやすい環境を整えていきます。</p> <p>○移送支援事業の利用登録はありますが、現在は住民の自助によって補えています。今後も貴重な移動手段として事業を継続します。</p>	福祉課

項目	内容	担当課
地域生活支援拠点等の整備	○障がいのある人の高齢化・重度化や親なき後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備することに引き続き努めます。	福祉課
地域共生社会の推進	○誰もが立ち寄れる居場所づくりの意識を広めるため、健康づくり事業も協働し、計画の作成を進めます。 ○「生活支援サポーター」の育成を今後も継続して実施し、住民ができるだけ長く地域で暮らせる仕組みづくりを構築します。	企画課 健康づくり課 福祉課

（５）住居の確保支援

項目	内容	担当課
地域で安心して暮らしていくための住居確保支援	○各施設の経年劣化による修繕等が増加の傾向であるため、計画的な修繕の実施を図ります。 ○民間によるグループホームが開設を予定しており、利用者の「居」と「住まい」の確保を一体的に図り、一般就労及び自立に向けて支援を行います。	福祉課

(6) 就労の場の確保

項 目	内 容	担当課
障がい者雇用への理解 促進	<p>○関係機関と連携し、情報収集に努め、雇用促進を図ります。</p> <p>○広島障害者就業・生活支援センターと連携し、定期的な職場訪問支援を行い、職場等への理解に努めます。</p> <p>障害者雇用率制度及び助成金措置等の各種支援制度を町のホームページ等で広報するように努めます。</p>	福祉課
企業や関係機関との 連携体制の構築	<p>町内の施設等、商工会及び各法人との情報交換会を定期的に行い、関係機関が連携しやすい体制を作ります。</p>	産業振興課 福祉課

項目	内容	担当課
<p>多様な就労の場の確保</p>	<p>○町ホームページ等を利用し無料職業紹介事業を通じて一般就労及び障がい者雇用について求人・求職の募集や案内、あっせんを行い障がいのある人の就労へのニーズに合わせた就労の場を提供できるように努めます。</p> <p>○障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき優先調達を推進し、障がいのある人の就労の場の安定を図ります。</p> <p>○就労継続支援事業所（A型・B型）の利用を促進し、利用者一人ひとりに適した就労が確保できるよう、関係機関と連携を取ります。</p>	<p>産業振興課 福祉課</p>
<p>職業紹介の実施</p>	<p>○相談があった際に町の無料職業紹介窓口及びハローワーク等を案内し、また求人・求職の情報提供に努めます。</p> <p>○無料職業紹介事業を通して、町ホームページ、掲示板による相談窓口の周知、求人、求職の相談等を行います。</p> <p>○産業振興課及び福祉課が連携して求人事業所の開拓等に努めます。</p>	<p>産業振興課 福祉課</p>
<p>障がい者雇用推進企業等への支援</p>	<p>○産業、福祉、商工部門等との情報交換、連携をとる体制づくりに努め、障がい者雇用を行う事業所等へ助成金措置等の各種支援制度の情報提供や活用促進を働きかけ、安定した就労の確保の支援に努めます。</p>	<p>産業振興課 福祉課</p>

第2章 分野別施策

1 暮らす（生活支援）

（1）障がい福祉サービス等の充実

項目	内容	担当課
訪問系サービスの充実	障がいのある人が地域で安心して暮らせるために、利用者が希望するサービスを適切に利用できるよう、相談支援事業所、保健師及びサービス事業者等の関係機関との連携に努めます。	福祉課
日中活動系サービス等の充実	障がいのある人の生活機能の維持及び向上、並びに生きがいづくりにつながるよう、サービス事業者等の関係機関との連携に努めます。また、障がいのある人等の家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉課
居住系サービスの推進	○住み慣れた地域での生活支援や入所及び入院している方が、地域へ移行できるよう町内のグループホーム等の利用支援を行うとともに情報の収集・提供を行い、利用者の確保支援に努めます。	福祉課

（2）生活支援の充実

項目	内容	担当課
外出・移動支援の充実	障がいの有無にかかわらず、移動手段を有しない高齢者の外出支援及び社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、企画課と連携し、新たな交通体系を検討します。	企画課 福祉課

項目	内容	担当課
各種生活支援の提供	<p>○手帳交付時には手引き等を使い、わかりやすく各種制度の周知をします。</p> <p>○手話通訳や要約筆記の必要な方に対し意思疎通が円滑に行えるようコミュニケーション支援等の充実を図ります。</p> <p>経済的負担を軽減するため、日常生活用具普及事業、補装具費・自立支援医療費、手当・給付制度等の周知を図ります。</p>	福祉課
地域支援の活用	<p>ボランティアや自治組織等による<u>インフォーマルサービス</u>⁵を有効に活用できるよう関係団体等と連携し、支援を行います。</p> <p>「さんさんネット」等のボランティア活動について、助成や利用促進等の支援を行います。</p> <p>○上記内容は町社協が中心となって活動しており、町としては側面支援ですが、運営に係る人件費の補助を継続して行います。</p>	地域づくり課 福祉課

⁵ インフォーマルサービス：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。

2 健やか（保健・医療）

（1）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

項目	内容	担当課
母子保健の推進	<p>○妊娠時期から出産、育児に関することや乳幼児期から学童期にかけての一貫した保健指導、相談事業を継続して行います。特に不安のある保護者に対しては、「お陽さま相談」、「聞こえと言葉の相談」等を行い支援します。</p> <p>障がい児と家族にとって適切な支援の実施を行うとともに障がいの有無にかかわらず、子育てをする親への支援を行います。</p>	健康づくり課
健康づくりの推進	<p>○食生活改善に向けて母子から高齢者への啓発を図ります。</p> <p>○ウォーキング等の運動習慣者の育成を図ります。</p> <p>各ライフステージに応じた生活習慣病予防に取り組み、障がいの有無にかかわらず、健康な生活を送る支援をします。</p>	健康づくり課
健康診査の充実	<p>○受診率向上に向け、関係課と連携し、きめ細かい声掛けを行い、受診率の向上を図ります。</p> <p>健診後に確実なフォローアップの実施を行うことによって生活習慣を見直し、健康維持に取り組みます。</p> <p>○健診後必要な対象者には保健指導として栄養や運動、生活習慣に関する教室を開催します。</p>	健康づくり課

(2) 身体障がいのある人への支援の推進

項目	内容	担当課
リハビリテーション体制の充実	専門的な身近な医療機関との連携を行い、身体能力向上に向けての支援を行います。	健康づくり課

(3) 知的障がいのある人への支援の推進

項目	内容	担当課
相談活動の推進	<p>「お陽さま相談」を継続することにより療育が必要な児童や手帳取得が必要な児童の支援だけでなく、障がいの有無にかかわらず、成長が気になる児童や育児不安のある家族に対しての支援の実施や一貫した支援ができるシステムづくりに努めます。</p> <p>○保健所事業である「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化して早期療育へ繋がります。</p>	健康づくり課
グループ活動の支援	○家族会等のグループ活動の周知を行うなど、知的障がいのある人やその家族のニーズの把握に努め、グループの活動が活発になるように支援を行います。	健康づくり課 福祉課

(4) 精神障がいのある人への支援の推進

項目	内容	担当課
心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○アルコール依存症対策及び自殺予防対策として、「お酒の悩み相談会」を広島ふたば会と医療関係者と健康づくり課が連携して開催します。 ○令和元年度に策定した自殺補望対策計画を関係機関へ周知し、進捗状況を確認するとともに、一層の連携を図ります。 ○地域で見守るセーフティネットの構築に向け検討します。 	健康づくり課
生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化する障がい者の増加に対し、当事者・家族を含めた相談体制の中、公的サービスやインフォーマルサービスへの移行等、関係機関が連携して実施し、円滑な介護保険への移行を図ります。 	福祉課
相談活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内を巡回し、メンタルヘルスに関する啓発とともに個別相談を行います。 ○グループ活動に参加できない人たちやその他精神障害者保健福祉手帳の交付時の訪問時等いろいろな機会を通じて相談活動を行います。 	健康づくり課
グループ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○プチソーシャルクラブに関して参加者の高齢化や介護が必要な場面が増えているため、参加者の条件や障がいの程度等を勘案し、事業の目的の見直しを図ります。 ○当事者や家族の会への活動支援を行います。 	健康づくり課
教育活動の推進	<p>教育委員会、教育現場との連携により小学生、中学生を対象にアルコールや薬物の危険性についての指導事業を行います。</p>	健康づくり課

(5) 難病患者への支援の推進

項目	内容	担当課
福祉サービス提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○県との連携により在宅生活の支援のための制度や専門的な知識の普及を図るとともに、患者同士のつながりを作ることにより、地域における支援体制の構築に努めます。 ○療養上の不安や介護の負担を軽減する等、適切な在宅支援を行うため、難病患者のニーズに応じた障がい福祉サービスを提供することができるよう体制の整備、充実に努めます。 	健康づくり課

3 育てる・学ぶ（保育・療育・教育）

（１）一貫した相談支援の実施

項目	内容	担当課
一貫した早期療育・相談支援の推進	<p>○特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行い、円滑な学級運営を図ります。</p> <p>○支援を必要とする児童・生徒の切れ目のない支援を関係課で引き継ぐ体制づくりを行います。 子育て支援センター会議など定期的に関係機関や専門家との連携を取り合うことで、支援を必要とする児童・生徒一人ひとりにあった指導・支援が行える体制づくりを図ります。</p> <p>○県の事業「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化し、早期療育につなげます。</p>	教育委員会 (学校教育課) 児童育成課 健康づくり課

（２）特別支援教育等の推進

項目	内容	担当課
障がい児保育の推進	<p>○保護者や関連施設と連携し保育を続けていくと同時に、専門機関のアドバイスを受けながら支援の必要な児童への保育士の加配も含め保育の支援を行います。</p> <p>○県の事業「発達障害診療円滑化事業」を利用し、幼児期・学童期での発達アセスメントを強化し、早期療育につなげます。</p>	児童育成課 健康づくり課
特別支援教育の推進	<p>○特別支援教育指導委員会については、就学前のみならず、就学後も引き続き一貫した支援についても助言を行い、取組みを進めます。</p> <p>○町特別支援教育部会において、各小中学校での教育活動について協議し、特別支援教育の推進を図ります。</p> <p>○特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行い、スムーズな学級運営を図ります。</p>	教育委員会 (学校教育課)

項目	内容	担当課
教育相談の充実	<p>○特別支援教育の専門家を各学校に派遣し、組織的で計画的な教育相談体制づくりに努めます。</p> <p>関係機関と連携を図り、保護者や学校の臨時かつ緊急なニーズにも対応できるよう支援を行います。</p>	教育委員会 (学校教育課)
学校施設・設備・備品等の改善	<p>○特別支援学級の整備、備品等について、学校との連携により充実を図ります。</p> <p>○誰もが学校施設を利用しやすいよう、施設の改善を図ります。</p> <p>○特別支援学級児童の安心安全な通学のためのサポートを関係機関と連携して行います。</p>	教育委員会 (学校教育課)

(3) 放課後対策等の推進

項目	内容	担当課
放課後等の居場所づくりの推進	<p>放課後こども教室は、すべての子どもを対象として実施し、放課後子ども教室事業と放課後児童クラブ事業との連携を更に強化できるよう働きかけます。</p> <p>現状の放課後児童クラブの安定的運営を図り、併せて放課後子ども教室と連携し、放課後児童の居場所づくりに努めます。</p>	児童育成課 教育委員会 (生涯学習課)

4 集う（交流活動）

（１）障がいのある人の交流の推進

項目	内容	担当課
サークル・団体活動の支援	○身体障害者福祉協会に対し、運営費の助成を行います。また、新規の身体障害者手帳交付者には身体障害者福祉協会が作成したパンフレットを配布し、会員獲得の支援に努めます。あわせて団体活動が円滑に行われるよう支援を行います。	福祉課

（２）スポーツ、文化・芸術活動の振興

項目	内容	担当課
スポーツ活動への参加支援	○地域の住民が年齢、性別、障がいの有無に関わらず参加できる環境づくりを行い、障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめる協議会、講習会等を開催し、交流の促進を目指します。	教育委員会 (生涯学習課)
文化・芸術活動への参加支援	文化・芸術活動をはじめ各種の行事・イベント等に、障がいのある人へのケア等、障がいのある人が参加しやすい条件整備を行います。 図書館が仲介して県内図書が無料で貸借できる相互貸借の周知を行います。また、点字や録音図書、大活字本の図書の案内も行い、障がいのある人や高齢者も図書を利用できるように努めます。	教育委員会 (生涯学習課)

5 住む（生活環境）

（１） バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

項目	内容	担当課
住宅整備の推進	○生活拠点の確保は重要であり、関係課で町営住宅の空き状況を共有する等、できることから取り組みを進め、課題や問題点等を整理し、新規整備・改修等の必要性とその役割を明確にします。また、町営住宅を改修、修繕等の際には、必要に応じてバリアフリー化等に取り組みます。	建設課
公共空間の整備	○公共空間整備の際、担当課だけで検討するのではなく、関係課と連携し、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化等の必要性を認識し、整備計画を検討します。	建設課ほか
移動環境の整備	○現行の運行形態を継続するとともに、デマンド運行からタクシー運行への再編など視野に、利便性の高い交通網を検討します。 ○車椅子専用車両での外出支援について、対象者への周知が行き届いていないことから、広報周知活動を強化します。 ○公共交通体系の見直しに合わせ、障がい者（児）が安心して外出できる体制を構築します。	企画課 福祉課

(2) 防災、防犯対策の推進

項 目	内 容	担当課
防災、防犯意識の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに作成した「防災マップ」の継続配布や、防災研修等で防災意識の向上を図ります。 ○高齢者でありながら障がい者であること等を鑑み、認知症対策や障がい者施策を一体的に実施することが求められていますので、効率的に仕組みづくりに向けて調整を図ります。 ○防災行政無線や広報紙による広報活動を行い啓発に努めます。 	総務課 産業振興課 福祉課
防災情報の提供方法の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線や消防団、地域住民による情報伝達により、非常時の情報伝達手段の充実に努めます。 ○令和3年度から、広く防災情報を確実に提供するために、「防災メール」に加えて「安芸太田町防災アプリ」を運用し、屋外や安芸太田町外でも各種情報を受信可能にします。 	総務課 福祉課

(3) 非常時における総合的な支援体制の確立

項 目	内 容	担当課
総合的な避難活動支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練等を実施する自治振興会組織が増加するよう、広報を行います。 ○避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難準備、避難指示及び避難誘導を実施するため、地図を活用したシステムによる管理、運営を目指します。また、災害時における要支援者の避難を実効性のあるものとするためには、町が提供する名簿情報を基にした「個別支援計画」の作成等を通じた取組みを平時から行うことが有効的なため、地域の実情を踏まえつつ、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、介護・福祉関係者、自主防災組織、総務課危機管理室等）と連携します。 	総務課 福祉課
要配慮者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者台帳の更新を適切に行い、自治会や消防団等へ情報提供を行い、有事の際の避難活動支援を行います。 ○自治振興会の負担にならない形で、自主防災の育成を行います。 	総務課 福祉課

6 支え合う（地域福祉）

（１）地域福祉の推進

項目	内容	担当課
自助・共助・公助の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○「集落支援員」を実情に合わせ支援の必要と判断した地域に設定し、地域の見守り・点検活動、地域活動の開催や補助、課題解決に関する支援を行う中で、自助・共助・公助の体制の構築に努めます。 	地域づくり課 福祉課
地域における支援ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが立ち寄れる居場所づくりの意識を広めるため、健康づくり事業も協働して計画の作成を進めます。 ○あいサポート事業や広報によって啓発活動を行い、地域住民への障がいに対する正しい理解の促進を図り、障がいのある人にやさしい地域づくりや地域における仕組みづくりの支援に努めます。 	健康づくり課 福祉課

（２）障がいに関する学習機会の充実

項目	内容	担当課
福祉の支援人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○町内各相談支援事業所が定期的に集まり事例検討会や自立支援事業の制度、計画相談についての学習会など行い、資質の向上に努めます。 ○定期的な専門職の研修、情報共有を実施し、実際の支援に活かします。また、各ケア会議や研修の場で把握された課題、資源を整理し、実際の事業展開に活かします。 	健康づくり課 福祉課
福祉教育の推進	<p>学校教育において年齢や職業等、多様な地域住民の方と関わることにより、他者理解の力を高め、地域でともに生きていこうとする意識の向上を醸成するような学習機会の提供に努めます。また、その活動を通してコミュニケーション能力の養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者と性の向き合い方について、関係機関と協議を重ねていきます。 	教育委員会 (学校教育課)

(3) ボランティア活動の推進

項目	内容	担当課
ボランティア 人材・組織の育成	<p>○地域におけるボランティアの人材確保として「あんしんサポーター」を育成し、地域での見守りを中心としてボランティア活動を推進します。</p> <p>○学校などで福祉教育を行い、支え合う地域づくりについての意識付けや関係機関との情報交換や活動支援等を通じて、ボランティアの育成・養成の充実を図ります。</p>	福祉課
ボランティア活動の 仕組みづくり	<p>○地域における各種交流事業を行い、ボランティア活動の環境づくりに努めます。</p> <p>○有償ボランティアである「さんさんネット」を通じた地域の中で困りごとへの支え合いを行う活動への支援に努めます。</p>	福祉課

令和3年4月より組織機構改革のため、担当課が下記のとおり変更となります。

変更前	変更後
福祉課 健康づくり課	健康福祉課
教育委員会 学校教育課 生涯学習課 児童育成課	教育委員会 教育課
住民生活課	住民課
産業振興課 商工観光課	産業観光課
地域づくり課	企画課及び住民課へ機能を移行

第3章 障がい福祉サービス等の基盤整備(障害福祉計画・障害児福祉計画)

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標を次のとおり設定します。

1 第6期障害福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

< 国の基本指針 >

令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活への移行をめざすとともに、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減。

項目	数値	考え方
施設入所者数	21人	令和元年度末時点の施設入所者数(A)
令和5年度末の施設入所者数	21人	令和5年度末時点の施設入所者数(B)
【目標値】 施設入所者の削減数	0人	削減見込(A-B)
	0.0%	削減割合((A-B)/(A))
【目標値】 地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等への地域移行見込者数(C)
	0.0%	移行割合(C/A)

○町の考え方と目標

施設入所者の地域移行を進める一方で新たな施設入所希望者(待機者)も実態としてあり、入所者数は横ばい、もしくは増加で推移すると見込まれます。

地域生活への移行促進に当たっては、現在の施設入所者本人や家族の個々のニーズに応じて入所施設等と連携し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域生活における安定したサービス確保により移行を支援していますが、実態では入院・入所の長期化や利用者自身の高齢化により、地域生活への移行が見込まれる方は現在おられない状況です。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

< 国の基本指針 >

- 1 精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上。
- 2 令和 5 年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数(65 歳以上・未満) の設定。
- 3 精神病床における早期退院率に関し、入院後 3 月時点の退院率については 69% 以上、入院後 1 年時点の退院率については 92% 以上。

項 目	数 値	考え方
生活日数の平均を達成するための協議会	1 回/年	年間開催回数
協議への参加人数	5 人/回	自立支援協議会 個別支援部会に設置を想定
目標設定及び評価の実施回数	1 回/年	3 年間で 3 回の評価
1 年以上の長期入院患者数 (65 歳以上)	6 人	把握している実数より算出
1 年以上の長期入院患者数 (65 歳未満)	0 人	
精神障がい者の地域移行支援	0 人/年	
精神障がい者の地域定着支援	0 人/年	
精神障がい者の共同生活援助	1 人/年	
精神障がい者の自立生活援助	0 人/年	

○町の考え方と目標

国の基本指針を踏まえ、地域自立支援協議会にてその機能を有した協議の場の設置について検討を進めます。また、上記、「国の基本指針 2」に関しては現在町が把握している該当者は 6 名です。

前ページ(1)と重複しますが、入院の長期化により地域生活への移行は難しい状況が続いています。

(3) 地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実

< 国の基本指針 >

令和5年度末までの間に、市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和5年度末までの拠点等数
運用状況の検証と検討	1回	3年間で3回の開催

○町の考え方と目標

障がいのある人の高齢化・重度化や親なき後を見据え、地域状況を踏まえながら、優先順位の高い「相談」と「緊急時の受入・対応」をはじめとし、地域内で複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の構築を各関係機関と連携して設置及び検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

< 国の基本指針 >

- ・福祉施設利用者からの一般就労移行者を令和元年度実績の 1.27 倍以上。
- ・就労移行支援事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上。
- ・就労継続支援 A 型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上。
- ・就労継続支援 B 型事業について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上。
- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上。

項目	数値	考え方
令和元年度に就労移行支援事業等を通じての一般就労移行者	0 人	令和元年度において福祉施設を退所し、事業等を利用して一般就労した人数 (A)
【目標値】 令和 5 年度に福祉施設利用者からの一般就労移行者(1.27 倍以上)	1 人	令和 5 年度において福祉施設を退所し、事業等を利用して一般就労する人数 (B)
	-倍	令和 5 年度目標値の令和元年度実績に対する割合 (B/A)
【目標値】 令和 5 年度に就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者 (1.26 倍以上)	1 人	令和 5 年度において就労継続支援 A 型事業利用者が、一般就労する人数 (C)
	-倍	令和 5 年度目標値の令和元年度実績に対する割合 (C/A)
【目標値】 令和 5 年度に就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者 (1.23 倍)	0 人	令和 5 年度において福祉施設を退所し、事業等を利用して一般就労する人数 (D)
	0 倍	令和 5 年度目標値の令和元年度実績に対する割合 (D/A)
【目標値】 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用	0 人	令和 5 年度において、就労定着支援事業を利用する人数。(E)
	0 %	令和 5 年度目標値の令和元年度実績に対する割合 (E/A)
【目標値】 就労定着支援事業所の全体の 7 割のうち、就労定着率が 8 割。	0 人	令和 5 年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上 (F)
	0 %	令和 5 年度目標値の令和元年度実績に対する割合 (F/A)

○町の考え方と目標

国の基本指針を踏まえ、地域の事業所への障がい者雇用の働きかけやハローワーク等関係機関と連携を強化し、就労に関する情報提供や相談体制の整備を図り、障がいのある人の一般就労の支援を継続して行います。

直近の3年間では、障がい福祉サービス利用者（就労継続支援A型事業及びB型事業）のうち、一般就労へ移行する者は年に1人いるかないかの実績となっており、福祉施設へ入所している方の一般就労はこれまでにありません。また、就労移行支援及び就労定着支援を提供できる事業所は町内にはなく、今後の利用の見込みもありません。

（５）相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

・各市町又は各圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制の確保

○町の考え方と目標

障がいの種別や各種ニーズに対応できるよう総合的・相談的な相談支援の実施に取り組めます。自立支援協議会（個別部会）等において地域の課題を共有し、協議・検討をする中で人材育成の支援、相談機関や事業所との連携強化について取り組めます。

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

<国の基本指針>

県や市町における障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築。

○町の考え方と目標

県が行う予定の研修参加促進を職員や事業所等へ促しながら、障がい福祉サービス等及び通所支援等のサービスの質の向上に努めます。また、障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、町内の事業所や関係自治体等と共有していきます。

2 第2期障害児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

- < 国の基本指針 >
- ・ 児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも1か所以上設置。
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を原則各市町で整備。
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に少なくとも1か所以上確保。
 - ・ 医療的ケア児支援のために、県、各圏域及び各市町において、保険、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターを圏域に設置	1か所	広島市北部こども療育センターにて対応しています。
保育所等訪問支援を利用できる体制確保	1か所	町内にサービス資源がないため、圏域の児童発達支援センター（北部こども療育センター）との連携を図ります。
重症心身障害児を支援する事業所の確保 （児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）	1か所	児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
協議の場の設置	1か所	自立支援協議会で協議の場を設置することで対応します。
コーディネーターの設置	1人	町内の相談支援専門員が研修を行っており、令和3年度に配置を予定しています。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	家族会を含めた協議を行い、受講の促進をします。
ペアレントメンターの人数	0人	現時点ではペアレントメンターについての配置予定はありませんが、今後配置を含め事業の充実を図ります。
ピアサポートの活動への参加人数	0人	現時点ではピアサポート活動についての予定はありませんが、今後家族会や当事者団体含め事業の展開を図ります。

○町の考え方と目標

該当児童が少なく、現在は北部こども療育センターにて受入れ可能ですが、利用希望者が増えて利用できなくなる場合は確保をしているとは言えなくなります。

(2) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその体制の整備について

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標は下記のとおりです。また、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容を推進し、支援の利用ニーズの把握に努めます。

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)	現 状	目 標		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	0人	0人	0人	0人	0人
認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	0人	1人	1人	1人	1人

3 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービスの推進においては、障がいのある人のニーズを把握し、サービスの継続、創設の検討を引き続き行いながら、自立支援給付などの必要なサービス量について、これまでの利用実績等を踏まえて次のとおり見込みます。

(1) 訪問系サービス

サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス量の見込み（目標）

サービス名		実績見込	目 標			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	72	88	88	88	
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	9	11	11	11	

目標達成のための方策

課 題	住宅の環境や利用者の高齢化に伴い、施設でサービスを受ける生活介護へ移行される方が増えていますが、居宅介護も障がいのある人の地域で自立した生活を支えるうえで重要なサービスです。サービス需要に応じた確保が必要となっています。
方 策	今まで町内に1事業所だけでしたが、令和3年より新たに居宅介護を開始する事業所が予定されています。それぞれの事業所が利用者のニーズに応じた必要なサービスを安定的に提供できるよう、サービス事業者と連携をとり効率的なサービスの提供体制の整備、充実を図れるよう支援します。

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

サービス量の見込み(目標)

サービス名		実績見込	目 標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用日数 (人日/月)	665	680	695	715
	利用者数 (人/月)	35	36	37	38
自立訓練(機能訓練)	利用日数 (人日/月)	1	18	18	18
	利用者数 (人/月)	1	2	2	2
自立訓練(生活訓練)	利用日数 (人日/月)	0	8	8	8
	利用者数 (人/月)	0	2	2	2

サービス名		実績見込	目 標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
就労継続支援 A 型	利用日数 (人日/月)	136	180	195	210
	利用者数 (人/月)	11	12	13	14
就労継続支援 B 型	利用日数 (人日/月)	276	288	300	312
	利用者数 (人/月)	23	24	25	26
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0
療養介護	利用者数 (人/月)	4	5	5	5
短期入所(福祉型)	利用日数 (人日/月)	17	44	44	44
	利用者数 (人/月)	3	4	4	4
短期入所(医療型)	利用日数 (人日/月)	7	10	10	10
	利用者数 (人/月)	1	1	1	1

目標達成のための方策

課 題	町内の日中活動系サービスは、多機能型事業所(生活介護・就労継続支援 B 型)や障害者支援施設に併設の生活介護及び就労継続支援 B 型のほか、介護保険施設を活用した基準該当サービスにてサービス提供の確保をしています。町内にない就労移行支援及び就労定着支援は町外の事業所に頼らざるを得ないのが現状です。
方 策	サービスの提供体制については、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じた必要なサービス量の確保をめざすとともに高齢化による介護保険制度への円滑な移行にむけ共生型サービスの推進に努めます。 また、就労移行支援や就労定着支援に、事業者の参入を促進するとともに町内においてサービス量の確保が困難なサービスにあっては、サービス提供体制を県や近隣市町等と連携して広域的な視点から必要なサービスの確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービスの内容

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

サービス量の見込み(目標)

サービス名		実績見込	目 標		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	9	10	16	18
施設入所支援	利用者数 (人/月)	21	21	21	21

目標達成のための方策

課 題	令和3年度以降、町内に民間のグループホームが開設予定です。利用希望者の選択肢が増えますが、希望者の意見を尊重したサービスの支給決定が必要となります。
方 策	地域移行を促進する視点から町内の共同生活援助(グループホーム)の利用や事業者への働きかけ等により住まいの場の確保に併せ日中活動支援として就労の場の確保を図ります。また、公営住宅の活用や、ユニバーサルホーム等の活用により多様な住居確保の支援を推進します。

(4) 相談支援サービス

サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

サービス量の見込み(目標)

サービス名		実績見込	目標			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	17	18	19	20	
地域移行支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	
地域定着支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	

目標達成のための方策

課題	施設入所者の長期化及び高齢化に伴い、地域移行が年々難しくなっています。また、地域移行支援と地域定着支援を提供できる事業所は町内にないので、町外の事業所に頼らざるを得ないのが現状です。
方策	適切で安心できる相談体制を推進するためにも地域自立支援協議会において特定相談支援事業所の体制強化、事業所の立ち上げなど関係機関による連携強化の推進等について協議します。

4 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対し、乳幼児期から学校を卒業するまで、継続的に効果的な支援を提供する体制を確保することが重要です。障がいのある子どもに対する専門的な支援を確保できるよう努め、第2期障害児福祉計画では、サービスの必要量の見込み及び提供体制は以下のとおりです。

(1) 障がい児通所支援等

サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、障がい児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障がい児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

サービス量の見込み（目標）

サービス名		実績見込	目 標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数 （人日/ 月）	0	0	7	7
	利用者数 （人/月）	0	0	1	1
医療型児童発達支援	利用日数 （人日/ 月）	0	0	0	0
	利用者数 （人/月）	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数 （人日/ 月）	12	20	20	20
	利用者数 （人/月）	3	4	4	4
保育所等訪問支援	利用日数 （人日/ 月）	0	0	0	0
	利用者数 （人/月）	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 （人日/ 月）	0	0	0	0
	利用者数 （人/月）	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 （人/月）	1	1	1	1

項 目		実績見込	目 標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数	人数	0	1	1	1

目標達成のための方策

課 題	現在、町内の資源で障がい児福祉サービスが十分に補えていません。アンケート調査からも利用希望の意見があり、体制を整える必要があります。
方 策	町内に開設した放課後等デイサービス事業所と連携を図り、利用へと繋がります。

5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が障がい福祉サービス等を利用しながら地域で自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報提供と助言、虐待防止等のための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援などを市町などが自主的に行う事業です。

本町では、地域の実情をふまえ、実施する事業の量の見込みや考え方を次のように定めます。

事業の内容

事業名	内 容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助や調整、障がいのある人等の権利擁護に必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に当たり必要な費用を負担することが難しい人を対象として、申立に必要な費用や後見人の報酬の全部又は一部を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能及び視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を実施します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
移動支援事業	屋外での移動に伴う心身障がい者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
自動車運転免許取得費・自動車改造費給付事業	身体障がいのある人等に対し、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業の見込み

事業名			実績見込	目 標		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	個所	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		件/年	0	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件/年	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件/年	0	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	0	2	2	2
	情報意思疎通支援用具	件/年	2	2	2	2
	排泄管理支援用具	件/年	216	220	220	220
	居宅生活動作補助用具	件/年	0	1	1	1
移動支援事業		人/月	1	1	1	1
		時間/月	3	5	5	5
日中一時支援事業		人/月	1	1	1	1
		日/月	1	1	1	1
自動車運転免許取得費給付事業		件/年	0	1	1	1
自動車改造費給付事業		件/年	0	1	1	1

見込量確保のための方策

課 題	相談支援事業における機能強化について基幹相談支援センターの設置をめざしていましたが、事業所の確保など設置に至っていません。日中一時支援事業は町内で利用できる事業所がなく、近隣市町の事業所を活用し対応をしています。
方 策	相談体制については関係機関と連携を図り基幹相談支援センターの早期設置に向け、受託事業所の確保に努めます。 日中一時支援事業が町内でサービス提供できるよう事業所の確保に努めます。 障がいのある人やその家族等のサービス需要を把握するとともに地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス提供に努めます。

「障がい」の表記について

1. 「障がい」の表記の歴史

元来、障がいのある人を総称する単語は存在せず、障がいの種別ごとに個別の名称がありました。その多くは現在では差別的な用語として使用されていません。

昭和初期に初めて「障礙」という言葉を当てるようになり、「礙」の略字である「碍」をもって「障碍のある者」と記述されるようになりました（昭和7年の救護法等）。

「礙」は「大岩を前に思案している様」であり、思い通りにならない様を現す漢字です。

戦後、昭和25年に「身体障害者福祉法」が施行されました。このとき、公用文には当用漢字以外を用いないように推奨されたことから、「碍」を使用せず、同じ音韻の「害」を当て、これを機に「障害者」という表記が一般化しました。

しかし、一般的に「障害者」の“害”の字には「悪くすること」、「わざわざ」などの否定的な意味があり、「障害」は本人の意志でない本来のものや、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表現するときに“害”を用いることは人権尊重の観点からも好ましくないものと考えられ、ひらがなの“がい”に改める動きが広がっています。

このようなことから、「害」をひらがな表記することにより、障がいに対する理解促進を図ります。

2. 表記の基準

(1) 人を形容する場合の表記

「障害者」と人を表わす言葉は、「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。

「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と表記します。

例：障がい者福祉、障がい者スポーツ など

「障害」は「障がい」と表記します。

例：障がい程度、重度障がい など

(2) 国の法令、他の地方公共団体の条例、法人・団体名、固有名詞等の表記

法令用語等については、漢字表記とします。

例：障害者総合支援法、身体障害者手帳、身体障害者更生相談所 など

(3) 人の状態を表していない場合の表記

人や人の状態を表していない場合は、漢字表記とします。

例：障害物の除去、交通上の障害 など

安芸太田町障害者福祉計画策定協議会条例

平成16年10月1日

条例第113号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安芸太田町障害者福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、安芸太田町障害者福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障害者を代表する者
- (4) 障害者福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

安芸太田町障害者福祉計画策定協議会委員

（令和2年11月1日～令和3年3月31日）

区 分	所 属 団 体	氏 名	備 考
障がい者当事者	安芸太田町身体障害者福祉協会	市 田 義 臣	
	知的障がい者（家族）代表	松 岡 恵 利 子	
事業者	安芸太田町社会福祉協議会	横 山 豊	
	障害者支援施設戸河内あすなる園	栗 栖 一 正	副会長
	特別養護老人ホーム寿光園	齋 藤 正 守	会 長
	J O C A × 3	横 山 亮	
関係団体等	安芸太田町民生委員児童委員協議会	山 陰 尚 真	
	医療機関関係【安芸太田病院】	有 光 憲 子	
	安芸太田町商工会	佐々木 知 昭	
公 募	一般	大 庭 由 弥	
行政機関	住民生活課長 （人権相談担当課）	上 手 佳 也	
	福祉課（福祉事務所） （福祉課主幹兼福祉事務所長）	佐々木 文 義	
	精神保健福祉担当 （健康づくり課健康づくり係長 保健師）	西 圭 司	

**安芸太田町第6期障害者計画・障害福祉計画
第2期障害児福祉計画**

～ 出会い ふれあい 地域でともに生きる～

豊かさあふれ・つながりひろがる・笑顔かがやくまち

発行：広島県山県郡安芸太田町

編集：安芸太田町 福祉課（福祉事務所）

〒731-3622

広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

TEL：0826-25-0250